

M-6-1-21

資料名 昭和十年十一月於東京開會 日滿實業協會第三回
總會報告書 附同議事速記録

出所 日滿實業協會

作成年 19351226

寄贈者 編者

受入

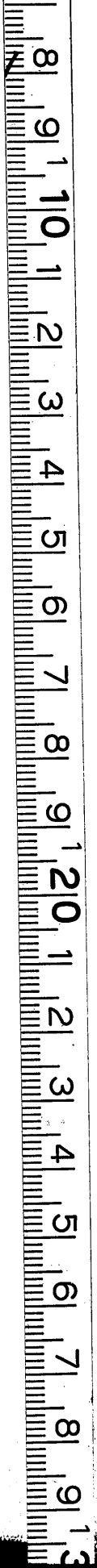
注記 34P 22×15cm

昭和十年十一月於東京開會

日滿實業協會第三回總會報告書

附同議事速記錄

日滿實業協會



寄贈者	日滿實業協會	年 月 日
-----	--------	-------

日滿實業協會第三回總會報告書

目 次

第一、概 說	一頁
第二、出席者	三
第三、附議事項	九
一、報告事項	九
一、自昭和九年十一月至同十年三月 事務報告	九
二、昭和九年度收支決算	九
(イ) 本部收支決算	九
(ロ) 滿洲支部收支決算	一三
(ハ) 滿洲支部特別會計收支決算	一六
二、議 案	一七

第一號 昭和十一年度收支豫算案、同十年度實行豫算案……………一八

(イ) 經常費之部……………一八

一、本部收支豫算案……………一八

二、滿洲支部收支豫算案……………二一

三、朝鮮支部收支豫算案……………二四

四、大阪支部收支豫算案……………二六

附、昭和十一年度本支部收支豫算集計表……………二九

五、本部職員退職給與積立金收支豫算案……………三五

六、滿洲支部職員退職給與積立金收支豫算案……………三六

(ロ) 特別會計之部……………三七

一、康徳三年度滿洲支部特別會計收支豫算案……………三七

(ハ) 實行豫算之部……………三八

一、康徳二年度滿洲支部特別會計實行豫算案……………三八

二、昭和十年度日本海商業委員會特別會計收支豫算案……………三九

第二號 評議員選舉の件……………四一

第三號 滿洲國關稅竝に關東州關稅制度改正促進に關し要望の件……………四一

第四號 滿洲國關稅改正促進方に關する件……………四二

第五號 滿洲國木材輸入關稅改正方要望の件……………四二

第六號 滿洲國內陸稅關設置促進に關する件……………四四

第七號 安東驛發著特定運賃率を大連驛發著特定運賃率と同一比率に低減されんことを
要望の件……………四五

第八號 安奉線運賃の低減竝に日滿連絡運輸改善に關する件……………四八

第九號 興業銀行設置に關する件……………五二

第十號 滿洲國の開發に任すべき優良移民の増植を企圖する爲日滿兩國政府は速に之が
適切なる助成の方法を講せられんことを望む……………五三

第十一號 北滿地方の荒田開墾に關する件……………五四

第十二號 各縣下無產者の生計の途たる工場を擴充せしめ失業者を減少せしむるの件……………五五

第十三號 輸出石油類に戻稅の途を開くの件……………五六

第十四號 滿洲國產玉蜀黍本邦輸入に關する件……………五七

第十五號 協會マーク制定の件……………五八
追加第一號 滿洲國に工場財團法制定方日滿兩國政府に要望の件……………五九

第四、議 事……………六〇

報告事項……………六〇

一、自昭和九年十一月至同十年三月事務報告……………六〇

二、昭和九年度收支決算……………六一

決議事項……………六一

第一號 昭和十一年度收支豫算案、昭和十年度實行豫算案……………六一

第二號 評議員の選舉……………六一

第三號 滿洲國關稅竝に關東州關稅制度改正促進に關し要望の件……………六二

第四號 滿洲國關稅改正促進方に關する件……………六二

第五號 滿洲國木材輸入關稅改正方要望の件……………六二

第六號 滿洲國內陸稅關設置促進に關する件……………六二

第七號 安東驛發著特定運賃率を大連發著特定運賃率と同一比率に低減されんことを要望の件……………六二

……………六二

第八號 安奉線運賃の低減竝に日滿連絡運輸改善に關する件……………六二

第九號 興業銀行設置に關する件……………六三

第十號 滿洲國の開發に任すべき優良移民の増植を企圖する爲日滿兩國政府は速に之が適切なる助成の方法を講せられんことを望む……………六三

第十一號 北滿地方の荒田開墾に關する件……………六三

第十二號 各縣下無産者の生計の途たる工場を擴充せしめ失業者を減少せしむるの件……………六三

第十三號 輸出石油類に戻稅の途を開くの件……………六四

第十四號 撤 回……………六四

第十五號 協會マーク制定の件……………六四

追加第一號 滿洲國に工場財團法制定方日滿兩國政府に要望の件……………六四

評議員會規定事項……………六五

一、會則改正の件……………六五

二、役員の改選……………六五

第五、陳 情……………六六

一、滿洲國關稅竝に關東州關稅制度改正促進に關し陳情の件……………六六

二、滿洲國木材輸入關稅改正方に關する陳情の件……………六八

三、滿洲國內陸稅關設置促進に關し陳情の件……………六九

四、滿洲國の開發に任すべき優良移民の増植に關し陳情の件……………七〇

五、輸出石油類戻稅に關し陳情の件……………七一

六、滿洲國に工場財團法制定方に關し陳情の件……………七三

第六、役員……………七四

一、會長……………七四

二、副會長……………七四

三、理事……………七四

四、監事……………七六

五、評議員……………七七

附……………一

總會議事速記録……………一

日滿實業協會第三回總會報告書

第一 概 說

日滿實業協會第三回總會は昭和十年十一月二十一日東京商工會議所に於て開催したり。之より曩十月三十日附日滿實發第二四八號を以て全會員一千二十一名に對し總會通知狀を發送せり、當日は特に外務省東亞局小澤事務官、滿洲國駐日大使館谷隨習秘書官の兩氏臨席せられ支那、滿洲、朝鮮、北海道其の他全國各地よりの出席會員百四十二名に達せり。

總會提出議案に關しては理事會の決議に依り九月二十五日附日滿實發第二一五號を以て全會員に向け來る十月十五日迄に送達ありたき旨通知したるに評議員會、大阪藤井滿彥氏、新義州商工會議所、朝鮮貿易協會、龍江省克山縣魏梅五氏、朝鮮支部、日本石油株式會社、日本穀産工業株式會社、滿洲支部等よりの提案十三件、哈爾濱日本商工會議所よりの追加提案一件、計十四件に上れり。之に報告事項二件及豫算案、評議員選舉の二件を加へ總數十八件を算せり。右議案中昭和九年度本部及支部收支決算に對する承認を經、昭和十一年度本部及支部收支豫算案、昭和十年度本部及支部收支實行豫算案

の原案可決を見、評議員任期満了に付選舉を行ひ、而して興業銀行設置に關する件、北滿地方の荒田開墾に關する件、各縣下無產者生計の途たる工場擴充に關する件の三件は手續上一應滿洲支部に廻附することとし、滿洲國產玉蜀黍本邦輸入に關する件は提案者より撤回され、安東驛發著特定運賃低減の件、安奉線運賃の低減竝に日滿連絡運輸改善に關する件の二件は、其の關係する所廣きを以て之が適當なる措置を理事會一任と決定せる外、滿洲國關稅竝に關東州關稅制度改正促進に關する件外七件を可決したり。

席上哈爾濱道外商會會長本協會副會長李明遠氏より明年度の會員總會は滿洲に於て開かれたく又明後年度は名古屋博覽會の時機を利用せられては如何、而して爾後は成るべく日滿交互に開催されし云々との希望意見の開陳ありたるに對し、議長より希望の趣は之を諒とするも今此種の事項を即決する能はず、何れ理事會に於て協議の上決定すべき旨答へらるる所ありたり。

而して右總會終了後直に第三回評議員會を開會せるが、更に其の後を承けて滿洲經濟問題講演會を開き特に本協會の懇請を容れられ本協會員の爲めに左の通り講演ありたり。

滿洲國經濟政策の現在と將來に就て

陸軍省軍事課 歩兵少佐 片倉 衷 殿

滿支貿易の現状竝に將來

對滿事務局殖産課長 竹内 徳 治 殿

尙今期總會を機として會員中希望者を募り昨年の好例に倣ひて二十二日午前九時新宿御苑拜觀の光榮に浴せり。

第二 出席者

臨 席 官

外務省東亞局第三課事務官

小 澤 成 一 殿

滿洲國駐日大使館隨習秘書官

谷 中 山 殿

會 員 (一四二名)

(順序不同)

札幌商工會議所 會頭	大瀧甚太郎君	函館商工會議所 理事	小林 貞一君
同 理事	吉田 寧君	室蘭商工會議所 會頭	宮 幸助君
小樽商工會議所 副會頭	松川嘉太郎君	奉天三有公司	庵 谷 忱君
同 理事	友田孝治君	哈爾濱日本商工會議所 會頭	加 藤 明君

哈爾濱道外商會會長	李 明 遠君	朝鮮貿易協會	工藤三次郎君
滿洲支部 囑託	早川正雄君	鴨綠江探木公司理事長	八木元八君
哈爾濱道裡商會會長	唐 紹 臣君	清津商工會議所副會頭	國行憲助君
安東商工會議所會頭	瀨之口 藤太郎君	釜山商工會議所理事	上田耕一郎君
大連市商會書記長 (會長代理)	方 星 坡君	日本穀產工業株式會社	箕 原 健君
牛莊城春和百貨店	陳 世 春君	小倉商工會議所會頭	丸橋清平君
大連商工會議所會頭	築島信司君	直方商工會議所會頭	野上辰之助君
奉天商工會議所會頭	石田武亥君	同	田川靜男君
奉天商工會議所理事	兒玉翠靜君	久留米商工會議所會頭	石橋德次郎君
奉天貿易商組合長	西尾一五郎君	同	久富金作君
新京商工會議所會頭	石崎廣治郎君	若松商工會議所理事	佐 藤 茂君
滿洲電信電話株式會社	三宅敬夫君	戶畑商工會議所會頭	岡田音次郎君
朝鮮商工會議所會頭	賀田直治君	同	長沼恬平君
同	伊藤正懋君	長崎商工會議所會頭	脇山啓次郎君

四

長崎商工會議所理事	鈴木包教君	京都商工會議所理事	森口繁治君
飯塚商工會議所理事	吉木義雄君	四日市商工會議所理事	高橋靜雄君
松山商工會議所副會頭	神山充穗君	津商工會議所會頭	田中林助君
同	山本孟六君	同	久岡 觀君
姫路商工會議所理事	今田榮次君	大津商工會議所會頭	西田利七君
明石商工會議所副會頭	水田六三郎君	名古屋商工會議所理事	三 浦 一君
同	深瀨 信夫君	岐阜商工會議所副會頭	河田貞次郎君
株式會社高尾鐵工所代表取締役	土岐市太郎君	同	藤井順太郎君
大阪商工會議所會頭	森 平兵衛君	豐橋商工會議所副會頭	河合 孜 郎君
同	安宅彌吉君	同	鈴木澄衛君
同	片岡 安君	岡崎商工會議所理事	中野重義君
同	武田鼎一君	敦賀商工會議所會頭	那須吉兵衛君
中山太陽堂主	中山太一君	同	船野德次郎君
京都商工會議所會頭	田 中 博君	福井商工會議所副會頭	鎌田藤右衛門君

五

福井商工會議所理事	吉田耕造君	高崎商工會議所常議員	吉野藤一郎君
直江津商工會議所會頭	高橋喜六君	同 理事	重田寬君
同 理事	藤本逸四郎君	橫須賀商工會議所會頭	小佐野皆吉君
長岡商工會議所理事	池文一君	同 理事	手島三郎君
新潟商工會議所理事	塚野俊郎君	橫濱商工會議所理事	園田寬君
高岡商工會議所理事	越野長二君	川越商工會議所理事	進藤信雄君
山形商工會議所副會頭	草刈源助君	沖電氣株式會社	不波三七郎君
秋田商工會議所理事	小貫太郎君	今井商店主	今井又治郎君
青森商工會議所會頭	藤林源右衛門君	磐城セメント株式會社社長	岩崎清七君
同 理事	齋藤潁之助君	豐年製油株式會社社長	杉山金太郎君
盛岡商工會議所會頭	加勢清雄君	株式會社大塚鐵工所社長	大塚榮吉君
同 理事	石川參太君	日本商工會議所會頭男爵	鄉誠之助君
栃木商工會議所理事	清水芳次郎君	日本興業銀行總裁	結城豐太郎君

國際通運株式會社社長	中野金次郎君	株式會社服部商店	脇田賢治君
日黑蒲田電鐵株式會社取締役	中川正左君	東洋拓殖株式會社總裁	高山長幸君
富士興業株式會社社長	澁澤正雄君	第一製菓株式會社	盛口準二郎君
古河電氣工業株式會社社長	中川末吉君	株式會社平尾贊平商店常務取締役	板倉安兵衛君
貴族院議員男爵	大藏公望君	日本電氣株式會社	佐野廣一君
日本光學工業株式會社	波多野義男君	日露實業株式會社	野村幸丸君
大倉鐵業株式會社取締役會長	島岡亮太郎君	東山農事株式會社	木下通敏君
東洋汽船株式會社總務課長	川角悌君	澁澤倉庫株式會社常務取締役	林彌一郎君
東亞煙草株式會社專務取締役	富澤充君	千代田生命保險相互會社監査役	小山麗三郎君
東京高速鐵道株式會社取締役	和田駿君	東信電氣株式會社庶務課長	工藤晴吉君
朝鮮銀行總裁	加藤敬三郎君	株式會社不二サッシ製作所	樋山保男君
大同産業株式會社取締役	古閑次郎君	旭川商工會議所理事	岡和田精君
秋元皮革株式會社社長	秋元源彌君	上海日本商工會議所會頭	米里紋吉君

日本興業銀行理事	公森太郎君	高知商工會議所理事	松山秀美君
静岡商工會議所理事	片岡録朗君	博多商工會議所理事	長田義彦君
長野商工會議所會頭	田中彌助君	廣島商工會議所會頭	山崎吾一君
同	今村清見君	神戸商工會議所理事	福本義亮君
清水商工會議所理事	守屋文太郎君	雄基商工會議所副會長	鹽見峰治君
高田商工會議所會頭	玉井義太郎君	釜山商工會議所會頭	立石義雄君
仙臺商工會議所理事	佐々木幸平君	平壤商工會議所會頭	福島英朔君
金澤商工會議所理事	宮田治三郎君	合同油脂株式會社	鹿取忠次君
沼津商工會議所會頭	杉山周藏君	帝國生命保險株式會社	波多野深造君
同	關道三郎君	東京商工會議所理事	木村増太郎君
熊本商工會議所會頭	湯川茂雄君	日本商工會議所副理事	依田信太郎君
同	杉本榮男君	滿洲支部常任幹事	長永義正君
松本商工會議所理事	小松廉三郎君	常任幹事	篠崎嘉郎君

八

第三 附議事項

一、報告事項

一 自昭和九年十一月事務報告 (速記録參照)
至同十年三月

二 昭和九年度收支決算

(1) 自昭和八年十二月
至昭和十年三月 本部收支決算

科	目	收入之部	決算額	豫算額	比較増△減	備考
第一款	會費	三七、二八〇・〇〇	三五、八四〇・七九	一、四三九・二一	會員豫定ヨリ増加セルニヨル豫算ニ比シ收入ノ減少シタルハ豫算ナカリシタル拓務省ヨリノ補助	
第二款	補助金	三、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	△二、〇〇〇・〇〇	振替貯金局利子半箇年分翌年度ニ繰越サレタルニヨル	
第三款	利息	一五〇・一五	二八〇・〇〇	△一二九・八五		
第四款	雜收	七二・六	二〇〇・〇〇	△一二・七四		
合	計	四〇、四三七・四一	四一、一四〇・七九	△七〇三・三八		

九

支出之部

科目	決算額	豫算額	比較増減	備考
第一款 給與費	一〇、五七二・八二	一〇、六〇〇・〇〇	△ 二八・一八	
第二款 旅費	三、三五八・五八	五、〇〇〇・〇〇	△ 一、六四一・四二	旅行ノ回数少ナカリシニ由ル
第三款 事務費	一〇、二七九・二三	一一、五〇〇・〇〇	△ 一、二二〇・七七	
第一項 通信運搬費	一、一〇一・四三	一、二〇〇・〇〇	△ 九八・五七	
第二項 消耗品費	四七三・一八	一、七〇〇・〇〇	△ 一、二二六・八二	豫定ノ金額ヲ要セザリシニ由ル 電話購入ノ爲メ豫算ニ不足ヲ生 シ豫備費ヨリ五〇〇圓ヲ流用セ
第三項 什器費	一、九九五・五〇	一、五〇〇・〇〇	△ 四九五・五〇	
第四項 圖書費	四〇九・六一	五〇〇・〇〇	△ 九〇・三九	
第五項 印刷費	六、二九九・五一	六、六〇〇・〇〇	△ 三〇〇・四九	刊行物ノ發行少ナカリシニ由ル
第四款 會議費	一〇二・八〇	五〇〇・〇〇	△ 三九七・二〇	豫定ノ金額ヲ要セザリシニ由ル
第五款 接待費	三、〇七九・八一	二、五〇〇・〇〇	△ 五七九・八一	諸歡迎會、總會懇親會等ノ爲メ 豫算ニ不足ヲ生シ豫備費ヨリ 一、〇〇〇圓ヲ流用セリ
第六款 雜費	一、〇五一・七三	三、四〇〇・〇〇	△ 二、三四八・二七	豫定ノ金額ヲ要セザリシニ由ル
第七款 創立費	六、一四〇・七九	六、一四〇・七九	〇	自昭和八年十二月至同九年三月 事務所費ヲ含ム
第八款 豫備費	〇	一、五〇〇・〇〇	△ 一、五〇〇・〇〇	
合計	三四、五八四・七六	四一、一四〇・七九	△ 六、五五六・〇三	

收支比較

收入決算額	支出決算額	差引	備考
四〇、四三七・七一	三四、五八四・七六	五、八五二・六五	次年度へ繰越

本部貸借對照表及財産目錄

貸借對照表

(昭和十年三月三十一日現在)

種類	目	金額	備考
本年	年度剩餘金	五、八五二・六五	
	存資産金	一、五三六・〇〇	
	合計	七、三八八・六五	
特別	當座預金	一、〇九四・九二	
	替貯金	四、七四二・七四	
	合計	五、八三七・六六	
借方 (資産)			
種類	目	金額	備考
特別	當座預金	一、〇九四・九二	
振替	貯金	四、七四二・七四	
借方 (負債)			
種類	目	金額	備考
本年	年度剩餘金	五、八五二・六五	
存	資産金	一、五三六・〇〇	
合計		七、三八八・六五	

現	金	一四・九九			
電	話	九三〇・〇〇			九ノ内五〇六一番
什	器	六〇六・〇〇			
合	計	七、三八八・六五			

財產目録 (昭和十年三月三十一日現在)

物	件	名	價	格	備	考
特別	當	座	預	金	一、〇九四・九二	株式會社第一銀行九ノ内支店
振替	貯	金	四、七四二・七四			
現	金	一四・九九				
電	話	九三〇・〇〇			九ノ内五〇六一番	
什	器	圖	書	六〇六・〇〇	七九點	
合	計			七、三八八・六五		

(口) 自昭和八年十二月 至昭和十年三月 滿洲支部收支決算

收入之部

科	目	決算額	豫算額	比較増△減	備	考
第一款	會費	一〇、四一九・五九	一〇、六九九・五九	△ 二八〇・〇〇		會員豫定數ニ達セザルニ由ル
第二款	寄付金	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	〇・		
第三款	利子	・五八	・五八	〇・		
合	計	一〇、七二〇・一七	一一、〇〇〇・一七	△ 二八〇・〇〇		

支出之部

科	目	決算額	豫算額	比較増△減	備	考
第一款	給與費	四、〇五五・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	△ 五五・〇〇		
第二款	旅費	一、三七七・一九	一、五八一・八七	△ 二〇四・六八		旅行ノ回数少ナカリシニ由ル
第三款	事務費	二、二一〇・一五	二、三四五・六九	△ 一三五・五四		
第一項	通信運搬費	四一七・九四	三八七・四〇	三〇・五四		
第二項	消耗品費	三〇〇・四一	三〇九・四九	△ 九・〇八		

第三項 什器費	四五九・五〇	四二六・〇〇	三三・五〇
第四項 圖書費	九・〇〇	七・〇〇	二・〇〇
第五項 印刷費	一、〇二三・三〇	一、二一五・八〇	一九二・五〇 印刷物ノ少ナカリシニ由ル
第四款 會議費	四三〇・九五	三二五・七五	一〇五・二〇
第五款 接待費	九五三・二一	一、一四五・五八	一九二・三七 豫定ノ金額ヲ要セザリシニ由ル
第六款 雜費	一〇七・〇三	三二六・三四	二〇九・三一 同上
第七款 創立費	一、二八四・九四	一、二八四・九四	〇
合計	一〇、四一八・四七	一一、〇〇〇・一七	五八一・七〇
收入決算額	一〇、七三〇・一七		
支出決算額	一〇、四一八・四七		
差引 殘高		三〇一・七〇	次年度へ繰越

收支比較

滿洲支部貸借對照表及財産目錄

貸借對照表 (昭和十年三月三十一日現在)

方 (負債)

種目	金額	備考
本年度剩餘金	三〇一・七〇	
殘存資金	四五一・〇〇	
合計	七五二・七〇	

借方 (資産)

種目	金額	備考
振替貯金	三〇一・七〇	
電器、圖書	三五〇・〇〇	本局九一七七番
合計	七五二・七〇	

財産目錄

(昭和十年三月三十一日現在)

物件名稱	價格	備考
振替貯金	三〇一・七〇	
電器、圖書	三五〇・〇〇	本局九一七七番
合計	七五二・七〇	

(八) 自康德元年七月滿洲支部特別會計收支決算
至康德二年六月

收入之部

科	目	決算額	豫算額	比較増△減	備考
第一款	助金	一、一〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇	
第二款	雜收	一、六四〇・四五	〇	一、六四〇・四五	
第一款	印刷物賣捌代廣告料	九〇五・七三	〇	九〇五・七三	
第二款	商工名錄賣上代	七〇一・〇四	〇	七〇一・〇四	
第三款	預金利息	三三・六八	〇	三三・六八	
合計		三、七四〇・四五	一〇、〇〇〇・〇〇	二、七四〇・四五	

支出之部

科	目	決算額	豫算額	比較増△減	備考
第一款	新京駐在員費	三〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	△ 九〇〇・〇〇	

第二款 內外經濟情報刊行費

第一項	給與費	三六六一・八七	二、八〇〇・〇〇	八六一・八七
第二項	旅費	一、三三四・〇〇	〇	〇
第三項	通信費	九八・〇〇	〇	〇
第四項	消耗品費	一九〇・九四	〇	〇
第五項	印刷費	一九七・二三	〇	〇
第六項	印費	一、八一七・六〇	〇	〇
第六項	雜費	二四・一〇	〇	〇
第三款	滿洲側役員總會出席費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	〇
第四款	幹部部費	五、二九二・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	二九二・〇〇
第一項	指導員派遣費	一、一八三・二九	〇	〇
第二項	商工名錄刊行費	三、九四五・九一	〇	〇
第五款	剩餘金	二、六四九・三八	〇	二、六四九・三八
合計		一二、七四〇・四五	一〇、〇〇〇・〇〇	二、七四〇・四五

二、議案

第一號 昭和十一年度收支豫算案、昭和十年實行豫算案

昭和十一年度收支豫算案

(イ) 經常費之部

一、本部收支豫算案

科	目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備考
第一款會費	第一項會費	三、五八〇・〇〇	三、四四〇・〇〇	△二、三八二・〇〇	
第二款納付金	第一項滿洲支部納付金	三、一五八〇・〇〇	三、四四〇・〇〇	△二、八二〇・〇〇	大阪ニ於ケル會費ヲ同支部ニ割キタルニ由ル
	第二項朝鮮支部納付金	四、八〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	三、八〇〇・〇〇	
	第三項大阪支部納付金	二、〇〇〇・〇〇	〇	二、〇〇〇・〇〇	
第三款補助金	第一項對滿事務局補助金	二、〇〇〇・〇〇	〇	二、〇〇〇・〇〇	
	第二項對滿會社補助金	〇	二、〇〇〇・〇〇	△二、〇〇〇・〇〇	
	第三項大阪支部納付金	一、八〇〇・〇〇	〇	一、八〇〇・〇〇	
	第四項朝鮮支部納付金	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	〇	
	第五項滿洲支部納付金	二、〇〇〇・〇〇	〇	二、〇〇〇・〇〇	
	第六項對滿事務局補助金	二、〇〇〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	△三、〇〇〇・〇〇	
	第七項對滿會社補助金	〇	二、〇〇〇・〇〇	△二、〇〇〇・〇〇	

科	目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備考
第四款雜收	第一項預金利子	四〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
	第二項雜收	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	〇	
第五款過年度收入	第一項過年度會費收入	一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇	
	第二項過年度會費收入	一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇	
第六款繰越金	第一項繰越金	三、八〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	三、七〇〇・〇〇	
	第二項繰越金	三、八〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	三、七〇〇・〇〇	
合計		四二、六八〇・〇〇	三九、八〇〇・〇〇	二、八八〇・〇〇	
支出之部					
第一款給與費	第一項俸給及給料	一六、〇〇〇・〇〇	一四、七五〇・〇〇	一、二五〇・〇〇	事務員二名増員ノ爲 (十年度豫算中ニハ賞與及諸給ヲ含ム)
	第二項賞與及諸給與費	一、二五〇・〇〇	一四、七五〇・〇〇	△二、二五〇・〇〇	
第二款旅費	第一項旅費	三、五〇〇・〇〇	〇	三、五〇〇・〇〇	
	第二項旅費	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	〇	
	第三項旅費	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	〇	

科	科目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備考
第三款 事務費	第一項 通信運搬費	一四、三〇〇・〇〇	一三、八〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	
	第二項 消耗品費	一、七〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	刊行物發送多キ見込
	第三項 什器費	一、〇〇〇・〇〇	一、七〇〇・〇〇	△七〇〇・〇〇	騰寫機購入ノ爲増額
	第四項 圖書費	一、五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	
	第五項 印刷費	六〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	〇	
	第六項 刷費	九、五〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	刊行物増加ノ見込
	第七項 議費	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇	
	第八項 會議費	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇	
	第九項 接待費	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	〇	
	第十項 接費	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	〇	
第六款 雜費	第一項 雜費	一、四〇〇・〇〇	二、四〇〇・〇〇	△一、〇〇〇・〇〇	前年度ノ實績ニ徴シ減額
	職員退職給與積立金	一、五〇〇・〇〇	〇	一、五〇〇・〇〇	
第七款 職員退職給與積立金	第一項 職員退職給與積立金	一、五〇〇・〇〇	〇	一、五〇〇・〇〇	
	備費	九八〇・〇〇	三五〇・〇〇	六三〇・〇〇	
第八款 豫備費	第一項 豫備費	九八〇・〇〇	三五〇・〇〇	六三〇・〇〇	
	費	九八〇・〇〇	三五〇・〇〇	六三〇・〇〇	
合		四二、六八〇・〇〇	三九、八〇〇・〇〇	二、八八〇・〇〇	

二、滿洲支部收支豫算案

收入之部

科	科目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備考
第一款 會費	第一項 會費	一五、〇〇〇・〇〇	一三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	會員増加ノ見込
	補助金	八、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	
第二款 補助金	第一項 滿鐵會社補助金	五、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	關東局補助金増加ノ爲
	第二項 關東局補助金	三、〇〇〇・〇〇	〇	三、〇〇〇・〇〇	
第三款 附金	第一項 滿洲中央銀行寄附金	六〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	寄附金増加ノ爲
	雜收入	三〇〇・〇〇	〇	三〇〇・〇〇	
第四款 雜收入	第一項 頂金利息	二〇〇・〇〇	〇	二〇〇・〇〇	
	第二項 雜收入	一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇	
第五款 過年度收入		一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇	

第一項 過年度會費收入	一〇〇.〇〇	〇	一〇〇.〇〇
第六款 繰越金	三〇〇.〇〇	〇	三〇〇.〇〇
第一項 繰越金	三〇〇.〇〇	〇	三〇〇.〇〇
合計	二四,〇三〇.〇〇	一五,三〇〇.〇〇	八,七三〇.〇〇

支出之部

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備 考
第一款 給與費	九,一七五.〇〇	六,七二〇.〇〇 ^四	二,四五五.〇〇 ^四	
第一項 俸給及給料	二,七〇〇.〇〇	二,二二〇.〇〇	四八〇.〇〇	増給ノ見込
第二項 報酬及囑託費	三,六〇〇.〇〇	二,三〇〇.〇〇	一,三〇〇.〇〇	翻譯ノ爲臨時雇員ヲ備入レノ見込
第三項 賞與	二,八七五.〇〇	二,二〇〇.〇〇	六七五.〇〇	
第二款 旅費	一,五〇〇.〇〇	一,二〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	出張増加ノ見込
第一項 旅費	一,五〇〇.〇〇	一,二〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	
第三款 事務費	五,六二〇.〇〇	二,九四〇.〇〇	二,六八〇.〇〇	
第一項 通信運搬費	九六〇.〇〇	六〇〇.〇〇	三六〇.〇〇	通信事務多キ見込
第二項 消耗品費	七二〇.〇〇	四八〇.〇〇	二四〇.〇〇	事務擴大ノ爲増加

第三項 圖書費	三六〇.〇〇	三六〇.〇〇	〇	
第四項 什器費	二二〇.〇〇	三〇〇.〇〇	△ 八〇.〇〇	
第五項 印刷費	三,三六〇.〇〇	一,二〇〇.〇〇	二,一六〇.〇〇	滿洲經濟情報増刊ノ爲
第四款 會議費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	〇	
第一項 會議費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	〇	
第五款 接待費	八〇〇.〇〇	七〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	
第一項 接待費	八〇〇.〇〇	七〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	接待増加ノ見込
第六款 雜費	二四〇.〇〇	二四〇.〇〇	〇	
第一項 雜費	二四〇.〇〇	二四〇.〇〇	〇	
第七款 駐在員費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	〇	
第一項 新京駐在員費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	〇	特別會計ヨリ一,二〇〇圓編入
第八款 職員退職給與積立金	五〇〇.〇〇	〇	五〇〇.〇〇	
第一項 職員退職給與積立金	五〇〇.〇〇	〇	五〇〇.〇〇	
第九款 本部納付金	二,〇〇〇.〇〇	〇	二,〇〇〇.〇〇	
第一項 本部納付金	二,〇〇〇.〇〇	〇	二,〇〇〇.〇〇	
第十款 豫備費	六九五.〇〇	〇	六九五.〇〇	

第一項 豫備費	六九五〇〇	〇	六九五〇〇
合 計	二四,〇三〇.〇〇	一五,三〇〇.〇〇	八,七三〇.〇〇

二四

三、朝鮮支部收支豫算案

收入之部

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減
第一款 會費	五,〇〇〇.〇〇	〇	五,〇〇〇.〇〇
第一項 會費	五,〇〇〇.〇〇	〇	五,〇〇〇.〇〇
(第二款 交付金)	〇	〇	〇
(第一項 本部交付金)	〇	四,〇〇〇.〇〇	△四,〇〇〇.〇〇
(第二款 雜收入)	二〇〇.〇〇	〇	二〇〇.〇〇
第一項 預金利息	一〇〇.〇〇	〇	一〇〇.〇〇
第二項 雜收入	一〇〇.〇〇	〇	一〇〇.〇〇
第三款 過年度收入	一〇〇.〇〇	〇	一〇〇.〇〇
第一項 過年度會費收入	一〇〇.〇〇	〇	一〇〇.〇〇
第四款 繰入金	一〇〇.〇〇	〇	一〇〇.〇〇

備

考

支出之部

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減
第一項 繰越金	一〇〇.〇〇	〇	一〇〇.〇〇
合 計	五,二二〇.〇〇	四,〇〇〇.〇〇	一,二二〇.〇〇
第一款 給與費	二,二〇〇.〇〇	二,二〇〇.〇〇	〇
第一項 俸給及給料	二,二〇〇.〇〇	二,二〇〇.〇〇	〇
第二款 旅費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	〇
第一項 旅費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	〇
第三款 事務費	五六〇.〇〇	五五〇.〇〇	一〇.〇〇
第一項 通信運搬費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	〇
第二項 消耗品費	一〇〇.〇〇	六〇.〇〇	四〇.〇〇
第三項 什器費	二〇.〇〇	七〇.〇〇	△五〇.〇〇
第四項 圖書費	四〇.〇〇	二〇.〇〇	二〇.〇〇
第五項 印刷費	三〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	〇
第四款 會議費	一五〇.〇〇	一〇〇.〇〇	五〇.〇〇

備

考

二五

第一項 會議費	一五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇
第五款 接待費	二五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一五〇・〇〇
第一項 接待費	二五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一五〇・〇〇
第六款 雜費	二〇〇・〇〇	一五〇・〇〇	五〇・〇〇
第一項 雜費	二〇〇・〇〇	一五〇・〇〇	五〇・〇〇
第七款 本部納付金	一,〇〇〇・〇〇	〇	一,〇〇〇・〇〇
第一項 本部納付金	一,〇〇〇・〇〇	〇	一,〇〇〇・〇〇
第八款 豫備費	三六〇・〇〇	四〇〇・〇〇	△ 四〇〇・〇〇
第一項 豫備費	三六〇・〇〇	四〇〇・〇〇	△ 四〇〇・〇〇
合計	五,二二〇・〇〇	四,〇〇〇・〇〇	一,二二〇・〇〇

接待増加ノ見込

四、大阪支部收支豫算案

收入之部

科	目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備考
第一款 會費		九,〇〇〇・〇〇	〇	九,〇〇〇・〇〇	
第一項 會費		九,〇〇〇・〇〇	〇	九,〇〇〇・〇〇	

支出之部

科	目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備考
第二款 雜收入		二〇〇・〇〇	〇	二〇〇・〇〇	
第一項 預金利息		一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇	
第二項 雜收入		一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇	
合計		九,〇二〇・〇〇	〇	九,〇二〇・〇〇	
第一款 給與費		三,〇〇〇・〇〇	〇	三,〇〇〇・〇〇	
第一項 俸給及給料		二,四〇〇・〇〇	〇	二,四〇〇・〇〇	
第二項 賞與及諸給與費		六〇〇・〇〇	〇	六〇〇・〇〇	
第二款 旅費		五〇〇・〇〇	〇	五〇〇・〇〇	
第一項 旅費		五〇〇・〇〇	〇	五〇〇・〇〇	
第三款 事務費		一,四五〇・〇〇	〇	一,四五〇・〇〇	
第一項 通信運搬費		四五〇・〇〇	〇	四五〇・〇〇	
第二項 消耗品費		二〇〇・〇〇	〇	二〇〇・〇〇	
第三項 什器費		四〇〇・〇〇	〇	四〇〇・〇〇	

第四項	圖書費	一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇
第五項	印刷費	三〇〇・〇〇	〇	三〇〇・〇〇
第四款	會議費	二〇〇・〇〇	〇	二〇〇・〇〇
第一項	會議費	二〇〇・〇〇	〇	二〇〇・〇〇
第五款	接待費	一,〇〇〇・〇〇	〇	一,〇〇〇・〇〇
第一項	接待費	一,〇〇〇・〇〇	〇	一,〇〇〇・〇〇
第六款	雜費	五一〇・〇〇	〇	五一〇・〇〇
第一項	雜費	五一〇・〇〇	〇	五一〇・〇〇
第七款	本部納付金	一,八〇〇・〇〇	〇	一,八〇〇・〇〇
第一項	本部納付金	一,八〇〇・〇〇	〇	一,八〇〇・〇〇
第八款	豫備費	五六〇・〇〇	〇	五六〇・〇〇
第一項	豫備費	五六〇・〇〇	〇	五六〇・〇〇
合計		九,〇二〇・〇〇	〇	九,〇二〇・〇〇

(参考)

昭和十一年度本支部收支豫算集計表

科	科目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備考
第一款	會費	六〇,五八〇・〇〇	四六,四〇〇・〇〇	一四,一八〇・〇〇	大阪ニ於ケル會費ヲ同支部ニ割キタルニ由ル
第一項	本部會費	三一,五八〇・〇〇	三四,四〇〇・〇〇	△二,八二〇・〇〇	本部ヨリ割キタルモノ、外新ニ約三一〇口募集ノ豫定
第二項	滿洲支部會費	一五,〇〇〇・〇〇	一二,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	滿鐵會社 五,〇〇〇圓
第三項	朝鮮支部會費	五,〇〇〇・〇〇	〇	五,〇〇〇・〇〇	對滿事務局 三,〇〇〇圓
第四項	大阪支部會費	九,〇〇〇・〇〇	〇	九,〇〇〇・〇〇	對滿事務局 二,〇〇〇圓
第二款	補助金	一〇,〇〇〇・〇〇	七,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	滿鐵會社 五,〇〇〇圓
第一項	本部補助金	二,〇〇〇・〇〇	四,〇〇〇・〇〇	△二,〇〇〇・〇〇	對滿事務局 二,〇〇〇圓
第二項	滿洲支部補助金	八,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	五,〇〇〇・〇〇	關東會社 三,〇〇〇圓
第三項	朝鮮支部補助金	〇	〇	〇	
第四項	大阪支部補助金	〇	〇	〇	
第三款	附金	六〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	

第一項	本部寄附金	〇	〇	〇
第二項	滿洲支部寄附金	六〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇
第三項	朝鮮支部寄附金	〇	〇	〇
第四項	大阪支部寄附金	〇	〇	〇
第四款 雜 收 入				
第一項	本部雜收入	四七〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一七〇・〇〇
第二項	滿洲支部雜收入	四〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
第三項	朝鮮支部雜收入	三〇・〇〇	〇	三〇・〇〇
第四項	大阪支部雜收入	二〇・〇〇	〇	二〇・〇〇
第五款 支 部 納 付 金				
第一項	滿洲支部納付金	四、八〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	三、八〇〇・〇〇
第二項	朝鮮支部納付金	二、〇〇〇・〇〇	〇	二、〇〇〇・〇〇
第三項	大阪支部納付金	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	〇
第六款 過 年 度 收 入				
第一項	本部過年度收入	一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇
第二項	滿洲支部過年度收入	一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇
第三項	朝鮮支部過年度收入	一〇〇・〇〇	〇	一〇〇・〇〇

滿洲中央銀行寄附金增加ノ豫定

第四項 大阪支部過年度收入 〇

(第七款 交 付 金) 〇

(第一項 滿洲支部交付金) 〇

(第二項 朝鮮支部交付金) 〇

(第三項 大阪支部交付金) 〇

第八款 繰 越 金 四、二〇〇・〇〇

第一項 本部繰越金 三、八〇〇・〇〇

第二項 滿洲支部繰越金 三〇〇・〇〇

第三項 朝鮮支部繰越金 一〇〇・〇〇

第四項 大阪支部繰越金 〇

合 計 八〇、九五〇・〇〇

五九、一〇〇・〇〇

二、八五〇・〇〇

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備 考
第一款 給 與 費	三〇、三七五・〇〇	二三、六七〇・〇〇	六、七〇五・〇〇	
第一項 本部給與費	一六、〇〇〇・〇〇	一四、七五〇・〇〇	一、二五〇・〇〇	事務員二名増加ノ爲
第二項 滿洲支部給與費	九、一七五・〇〇	六、七二〇・〇〇	二、四五五・〇〇	増給及翻譯ノ爲臨時雇員僱入ノ見込

第三項	朝鮮支部給與費	二、二〇〇・〇〇	二、二〇〇・〇〇	〇	〇	
第四項	大阪支部給與費	三、〇〇〇・〇〇	〇	三、〇〇〇・〇〇		
第二款 旅費						
第一項	本部旅費	七、五〇〇・〇〇	六、七〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇		
第二項	滿洲支部旅費	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	〇		
第三項	朝鮮支部旅費	一、五〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇		出張増加ノ見込
第四項	大阪支部旅費	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇		
第三款 事務費						
第一項	本部事務費	二、一九三〇・〇〇	一、七、二九〇・〇〇	四、六四〇・〇〇		
第二項	滿洲支部事務費	一四、三〇〇・〇〇	一三、八〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇		印刷物増加ノ爲
第三項	朝鮮支部事務費	五、六二〇・〇〇	二、九四〇・〇〇	二、六八〇・〇〇		滿洲經濟情報増刊ノ爲
第四項	大阪支部事務費	五六〇・〇〇	五五〇・〇〇	一〇〇・〇〇		
第四款 會議費						
第一項	本部會議費	一、三五〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇	二五〇・〇〇		
第二項	滿洲支部會議費	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇		
第三項	朝鮮支部會議費	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇		
第四項	朝鮮支部會議費	一五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇		

第四項	大阪支部會議費	二〇〇・〇〇	〇	二〇〇・〇〇		
第五款 接待費						
第一項	本部接待費	五、〇五〇・〇〇	三、八〇〇・〇〇	一、二五〇・〇〇		
第二項	滿洲支部接待費	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	〇		
第三項	朝鮮支部接待費	八〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇		接待増加ノ見込
第四項	朝鮮支部接待費	二五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一五〇・〇〇		同上
第四項	大阪支部接待費	一〇〇〇・〇〇	〇	一、〇〇〇・〇〇		
第六款 雜費						
第一項	本部雜費	二、三五〇・〇〇	二、七九〇・〇〇	△ 四四〇・〇〇		
第二項	滿洲支部雜費	一、四〇〇・〇〇	二、四〇〇・〇〇	△ 一、〇〇〇・〇〇		十年度ノ實績ニ徴シ減額
第三項	朝鮮支部雜費	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	〇		
第四項	朝鮮支部雜費	二〇〇・〇〇	一五〇・〇〇	五〇・〇〇		
第四項	大阪支部雜費	五一〇・〇〇	〇	五一〇・〇〇		
第七款 職員退職給與積立金						
第一項	本部積立金	二、〇〇〇・〇〇	〇	二、〇〇〇・〇〇		
第二項	滿洲支部積立金	一、五〇〇・〇〇	〇	一、五〇〇・〇〇		
第三項	朝鮮支部積立金	五〇〇・〇〇	〇	五〇〇・〇〇		
第四項	朝鮮支部積立金	〇	〇	〇		
第四項	大阪支部積立金	〇	〇	〇		

第八款・本部 納付金		本年	前年	比較増△減
第一項	滿洲支部納付金	四、八〇〇・〇〇	〇	四、八〇〇・〇〇
第二項	朝鮮支部納付金	二、〇〇〇・〇〇	〇	二、〇〇〇・〇〇
第三項	大阪支部納付金	一、〇〇〇・〇〇	〇	一、〇〇〇・〇〇
第三項	大阪支部納付金	一、八〇〇・〇〇	〇	一、八〇〇・〇〇
第九款 駐在員費		三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	〇
第一項	本部駐在員費	〇	〇	〇
第二項	滿洲支部駐在員費	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	〇
第三項	朝鮮支部駐在員費	〇	〇	〇
第四項	大阪支部駐在員費	〇	〇	〇
第十款 備費		二、五九五・〇〇	七五〇・〇〇	一、八四五・〇〇
第一項	本部豫備費	九八〇・〇〇	三五〇・〇〇	六三〇・〇〇
第二項	滿洲支部豫備費	六九五・〇〇	〇	六九五・〇〇
第三項	朝鮮支部豫備費	三六〇・〇〇	四〇〇・〇〇	△ 四〇〇・〇〇
第四項	大阪支部豫備費	五六〇・〇〇	〇	五六〇・〇〇
合計		八〇、九五〇・〇〇	五九、一〇〇・〇〇	二一、八五〇・〇〇

〔新東京駐在員費特別會計ヨリ別ニ 一、二〇〇圓線入〕

五、本部職員退職給與積立金收支豫算案

收入之部

科	目	本年	前年	比較増△減	備考
第一款	積立金	一、五〇〇・〇〇	〇	一、五〇〇・〇〇	
第一項	本年度積立金	一、五〇〇・〇〇	〇	一、五〇〇・〇〇	
第二款	預金利息	二五〇・〇〇	〇	二五〇・〇〇	
第一項	預金利息	二五〇・〇〇	〇	二五〇・〇〇	
合計		一、五二五・〇〇	〇	一、五二五・〇〇	

支出之部

科	目	本年	前年	比較増△減	備考
第一款	退職給與金	一、五二五・〇〇	〇	一、五二五・〇〇	
第一項	退職給與金	一、五二五・〇〇	〇	一、五二五・〇〇	
合計		一、五二五・〇〇	〇	一、五二五・〇〇	

六、滿洲支部職員退職給與積立金收支豫算案

收入之部		支出之部	
科	目	科	目
第一款 積立金	本年度豫算額	第一款 退職給與金	本年度豫算額
	前年度豫算額		前年度豫算額
	比較增△減		比較增△減
第一項 本年度積立金	五〇〇・〇〇	第一項 退職給與金	五〇〇・〇〇
第二項 預金利息	一〇〇・〇〇	第二項 預金利息	一〇〇・〇〇
第三項 預金利息	一〇〇・〇〇	第三項 預金利息	一〇〇・〇〇
合計	五二〇・〇〇	合計	五二〇・〇〇
支 出 之 部		支 出 之 部	
科	目	科	目
第一款 退職給與金	本年度豫算額	第一款 退職給與金	本年度豫算額
	前年度豫算額		前年度豫算額
	比較增△減		比較增△減
第一項 退職給與金	五二〇・〇〇	第一項 退職給與金	五二〇・〇〇
合計	五二〇・〇〇	合計	五二〇・〇〇

(口) 特別會計之部

一、康德三年度 自康德三年一月至康德三年十二月 滿洲支部特別會計收支豫算案

收入之部		支出之部	
科	目	科	目
第一款 滿洲國政府補助金	本年度豫算額	第一款 新京駐在員補助費	本年度豫算額
	前年度豫算額		前年度豫算額
	比較增△減		比較增△減
第二款 雜收	二、八二〇・〇〇	第一款 新京駐在員補助費	一、二〇〇・〇〇
第一項 廣告料	一、八〇〇・〇〇		
第二項 出版特代金	一、〇〇〇・〇〇		
第三項 預金利息	二〇〇・〇〇		
合計	一〇,〇〇〇・〇〇	合計	一,二〇〇・〇〇
支 出 之 部		支 出 之 部	
科	目	科	目
第一款 滿洲國政府補助金	本年度豫算額	第一款 新京駐在員補助費	本年度豫算額
	前年度豫算額		前年度豫算額
	比較增△減		比較增△減
第二款 雜收	二、八二〇・〇〇	第一款 新京駐在員補助費	一、二〇〇・〇〇
第一項 廣告料	一、八〇〇・〇〇		
第二項 出版特代金	一、〇〇〇・〇〇		
第三項 預金利息	二〇〇・〇〇		
合計	一〇,〇〇〇・〇〇	合計	一,二〇〇・〇〇

第二款	總會出席補助費	1,000.00	1,000.00	0.
第三款	指導員派遣費	500.00	5,000.00	△4,500.00
第四款	出版費	10,100.00	2,800.00	7,300.00
第五款	豫備費	200.00	0.	200.00
合計		13,800.00	10,000.00	2,800.00

(八) 實行豫算之部

一、康德二年度 自康德二年七月至康德二年十二月 滿洲支部特別會計實行豫算案

收入之部

科	目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較增△減	備考
第一款	滿洲國政府補助金	5,000.00	0.00	5,000.00	(國幣)
第二款	雜誌收入	900.00	0.00	900.00	
第三款	康德元年度繰越金	2,649.38	0.00	2,649.38	
合計		8,549.38	0.00	8,549.38	

支出之部

科	目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較增△減	備考
第一款	新京駐在員補助費	600.00	0.00	600.00	
第二款	總會出席補助費	1,000.00	0.00	1,000.00	
第三款	指導員派遣費	1,000.00	0.00	1,000.00	
第四款	出版費	4,450.00	0.00	4,450.00	
第五款	北支經濟調査費	1,499.38	0.00	1,499.38	
合計		8,549.38	0.00	8,549.38	

二、昭和十年度 自昭和十年十月至昭和十一年三月 日本海商業委員會特別會計收支豫算案

收入之部

科	目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較增△減	備考
第一款	寄附金	13,000.00	0.00	13,000.00	

滿洲鐵道關東地方團體
 北滿地團
 新地團
 富山縣團
 石川縣團
 長野縣團
 山形縣團
 秋田縣團
 北海道團

第二款 雜 收 入	六〇・〇〇	〇	六〇・〇〇
第一項 預 金 利 子	五〇・〇〇	〇	五〇・〇〇
第二項 雜 收 入	一〇・〇〇	〇	一〇・〇〇
合 計	一二〇・六〇・〇〇	〇	一二〇・六〇・〇〇

支 出 之 部

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増△減	備 考
第一款 給 與 費	四、四〇〇・〇〇	〇	四、四〇〇・〇〇	
第二款 旅 費	二、〇〇〇・〇〇	〇	二、〇〇〇・〇〇	
第三款 印 刷 費	一、四〇〇・〇〇	〇	一、四〇〇・〇〇	
第四款 調 査 費	二、〇〇〇・〇〇	〇	二、〇〇〇・〇〇	
第五款 會 議 費	一、二〇〇・〇〇	〇	一、二〇〇・〇〇	
第六款 雜 費	八〇〇・〇〇	〇	八〇〇・〇〇	
第七款 豫 備 費	二六〇・〇〇	〇	二六〇・〇〇	
合 計	一二〇・六〇・〇〇	〇	一二〇・六〇・〇〇	

第二號 評議員選舉の件

理 由

任期満了に付會則第七條に依り選舉を行ふ必要あるに由る

第三號 滿洲國關稅竝に關東州關稅制度改正促進に關し要望の件

評 議 員 會 提 出

理 由

現行滿洲帝國關稅は中華民國當時の稅率を踏襲せる爲め日滿友好關係に幾多の障害をなすものとして昭和八年七月以降數次暫行的に改正されたりと雖も未だ根本的改訂を見るに至らず而して又滿洲國關稅と相關連する所多き關東州關稅制度の基本を規定する大連海關設置に關する協定は明治四十年の締結に係り爾來三十年間殆ど修正を見ざるを以て今日の實狀に適應せざるもの多し

抑も右兩制度は日滿兩國經濟提携上重大なる役割をなすものにして其根本方針の確立は勿論慎重なるを要すと雖も建國後將に四個年を経過せんとする今日猶其曙光を認むるに至らざるが如きは獨り日滿貿易の發達を阻害するのみならず我が對滿投資と企業計畫を萎縮せしめ滿洲國の經濟建設上より之を

見るも亦遺憾尠なしとせず依て速に右兩制度を改訂さるゝ様總會の決議を以て日滿兩國政府に要望せんとす

第四號 滿洲國關稅改正促進方に關する件

大阪 藤井滿彥氏提出

理由

現行滿洲帝國關稅々率は中華民國當時の稅率を踏襲せるものなるため日滿友交關係に幾多の障害をなすものとして昭和八年七月以降數次の改正を見たりと雖も未だ其の實を擧ぐるに至らず、茲に於て滿洲帝國當局は昨昭和九年十一月に於ける大改正に當り再び近き將來に於て之が再訂をなさんと中外に聲明したるは誠に適宜の處置と云ふべし。然るに本年に入りて其の聲徒に大にして實現を見ざるは吾人の衷心より遺憾とする所なり此際日滿實業協會に於ては滿洲帝國關稅改正を可及的速にせられんことを同國當局と御交渉あらんことを切望す

第五號 滿洲國木材輸入關稅改正方要望の件

新義州商工會議所提出

理由

現行關稅率は原木は從價一割とし製材は從量一千英方呎に對し國貨十二元四角八分を徴し兩者の均衡を失す則ち製材の輸入に對しては禁止的重稅を課し原木は極めて輕微なる關稅を課するが故に鮮内の製材業者としては滿洲國に對し製材の供給を爲し能はざるのみならず資材たる原木相場の高騰を來し其の被る影響頗る甚大なり依て當所としては原木、製材共に從價とするか又從量とするか先づ其の根本を確定し次に從價とする場合は原木、製材同率とし又從量とするときは日本輸入關稅率に準じ兩者の均衡を保つ様改正されんことを要望したり

稅率番號	現行		改正希望率		備考
	單位	稅率	單位	稅率	
軟 木(原木)	從價	一割	英方呎	一、〇〇〇	一、〇〇〇英方呎は我六、九四尺縮又は
軟 木(製材)	從價	一、〇〇〇	英方呎	五、八五	二、三一七立方呎に當る
			元	九、七五	

要するに必ずしも此の金額に限らず滿洲國の關稅收入を減少してもと云ふ次第にあらず兩者の均衡を保つべく其の比率を製材一、〇に對し原木〇、六の割合にて制定されんことを希望する所以なり、依て製材を十二元四角八分とせば原木を七元四角九分とすれば差支なき次第なり

茲に原木五元八角五分製材九元七角五分とせしは滿洲國內需要者の立場をも考慮し又關稅收入として

も現在より減收する憂ひなきものとし算出せる次第なり、決して不當の要望にあらざる事を諒察せられたし

第六號 滿洲國內陸稅關設置促進に關する件

朝鮮貿易協會提出

理由

輸送途中に於ける通關は貨物の積卸等の爲め荷傷紛失の機會を多からしめ且つ輸送日數を遅延せしめ通商上幾多の弊害あるのみならず出荷者又は荷受人は概ね立會し得ざる爲め通關課稅上に問題發生の際幾多の不便あるを以て出荷地又は到着地に於て通關手續を了し其の間保稅輸送の行はるゝことは通商上極めて重要なことに屬し現に同一理由と必要上一の出荷地通關とも見らるべき北鮮三港に對し既に此の制度を實施せられたる實情に鑑み到着地たる主要都市即ち奉天、新京、哈爾濱等にも稅關支署又は出張所を設け速かに本制度の實施せられんことを望む
尙本件に附隨して保稅倉庫設置の要あるも設備其他の關係上直ちに實施し得ざる場合は之を第二段とし先づ保稅地域を設定し通關事務の開設を爲すを急務なりと信ず

第七號 安東驛發着特定運賃率を大連驛發着特定運賃率と同一比率に

低減されんことを要望の件

新義州商工會議所提出

理由

之れは當所のみならず朝鮮商工會議所として又内地商人として苟も安東經由鐵道輸送に依る荷主は均しく希望する所なるべしと信ず從て其の内容に於ても既に研究濟のことと察するを以て省略し唯兩者を對照するに止むべし、則ち一車扱に於ても小口扱に於ても三割乃至三割五分の高率となり居れり

奉天——安東間 (二七五、八籽)
奉天——大連間 (三九九、五籽)

品名	一車扱 (適當リ)		小口扱 (百疋當リ)	
	大連發着	安東發着	大連發着	安東發着
白米	運賃 四、七八八	運賃 四、三一九	運賃 〇、七二一	運賃 〇、六五一
麥粉	運賃 六、八四〇	運賃 六、一七〇	運賃 一、〇三〇	運賃 〇、九三〇
砂糖	運賃 六、八四〇	運賃 六、一七〇	運賃 一、〇三〇	運賃 〇、九三〇
菓子類	運賃 八、九七〇	運賃 八、〇七〇	運賃 二、二二五	運賃 一、二一〇
	一籽平均 錢厘毛 一一九	一籽平均 錢厘毛 一五七	一籽平均 錢厘毛 一八〇	一籽平均 錢厘毛 二二六
	四、七八八	四、三一九	〇、七二一	〇、六五一
	六、八四〇	六、一七〇	一、〇三〇	〇、九三〇
	六、八四〇	六、一七〇	一、〇三〇	〇、九三〇
	八、九七〇	八、〇七〇	二、二二五	一、二一〇
	二二五	二九二	一、三五〇	四三九

罐詰	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
鮮魚	六、二七九	一五七	五、六四九	二〇五	〇、九四五	二三七	〇、八四七	三〇七
鹽魚	四、七八八	一一九	四、三一九	一五七	〇、七二一	一八〇	〇、六五一	二三六
乾魚	四、七八八	一一九	四、三一九	一五七	〇、七二一	一八〇	〇、六五一	二三六
味噌	四、七八八	一一九	四、三一九	一五七	〇、七二一	一八〇	〇、六五一	二三六
醬油	四、七八八	一一九	四、三一九	一五七	〇、七二一	一八〇	〇、六五一	二三六
清涼飲料	六、八四〇	一七〇	六、一七〇	二二四	一、〇三〇	二五八	〇、九三〇	三三七
日本酒	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
鮮果實	六、八四〇	一七〇	六、一七〇	二二四	一、〇三〇	二五八	〇、九三〇	三三七
普通紙類	六、八四〇	一七〇	六、一七〇	二二四	一、〇三〇	二五八	〇、九三〇	三三七
麻袋	四、八一〇	一一〇	四、三四〇	一五七	〇、七三〇	一八三	〇、六六〇	二三九
麻絲	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
綿絲	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
綿布	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
毛織反物	一一、一〇〇	二七五	九、九六〇	三六一	一、六八〇	四二一	一、五一〇	五四九
人絹織物	一一、一〇〇	二七八	九、九六〇	三六一	一、六八〇	四二一	一、五一〇	五四七

絹織物	一一、一〇〇	二七八	九、九六〇	三六一	一、六八〇	四二一	一、五一〇	五四七
地下足袋	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
壘表	五、一三〇	一一八	四、六二八	一六八	〇、七七三	一九三	〇、六九八	二五三
陶磁器	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
粗製陶器	六、八四〇	一七〇	六、一七〇	二二四	一、〇三〇	二五八	〇、九三〇	三三七
琺瑯鐵器	六、八四〇	一七〇	六、一七〇	二二四	一、〇三〇	二五八	〇、九三〇	三三七
化粧石鹼	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
麥酒	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	三三八	一、二一〇	四三九
洗濯石鹼	六、八四〇	一七〇	六、一七〇	二二四	一、〇三〇	二五八	〇、九三〇	三三七
石油	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	二五八	一、二一〇	四三九
藥品	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	二五八	一、二一〇	四三九
鐵材及釘	四、八一〇	一一〇	四、三四〇	一五七	〇、七三〇	一八三	〇、六六〇	二三九
機械類	八、九七〇	二二五	八、〇七〇	二九二	一、三五〇	二五八	一、二一〇	四三九
平均	七、六〇〇	一九〇	七、〇四七	二五六	一、一四六	二八七	一、〇三〇	三七三

第八號 安奉線運賃の低減並に日滿連絡運輸改善に關する件

朝鮮貿易協會提出

理由

安奉線は日滿連絡上の大幹線にして特に朝鮮鐵道とは密接不離の關係に在り經濟的にも軍事上にも最も重要な線なることは今更論議の餘地なし然るに滿鐵は安奉線に對し其の運賃率に於て差別待遇を爲し連奉線に對し別表の如く小口車扱共約三割五分の割引を實行し居るに拘はらず安奉線に對しては一割八分の割引を爲すに過ぎず即ち連奉線は安奉線より約二倍の割引を爲し以て安奉線利用を阻み且つ又朝鮮と滿洲とは接壤し居るも其の貨物の連絡輸送頗る不圓滑にして全く想像し得ざる程の日數を要し居る實情なり

本協會の調査に依れば安東に於ける連絡繼送に要する日數及安奉線に於ける輸送日數は別表の如く京城、奉天間七百七十五軒を早きも十二、三日を要し普通二週間以上を要する状態にして取引の敏速を尊ぶ今日到底忍ぶ能はず常に之が改善を叫びつゝあるも未だ改善の認め得べきものなし極めて最近の事實に徴するも十月六日より新京に於ける鮮米の宣傳會に送付せる免税品たる米の輸送に約二週間を要し開會日に間に合す多大の手違を來せり本件の如きは安東に於ける本會駐在員が通關繼送發着兩地間の連絡等に極力奔走せるも斯の如き状態なれば他は推して知るべく甚だ遺憾とするところなり

故に左記事項に付極力之が實現方努力せられたし

記

- イ、安奉線の特定割引運賃を連奉線同様ならしむること
- 安奉線と連奉線との間に差別を設けたるは安東を以て大連、營口同一の完全なる海港と見做したる誤謬に基因せるやに聞くも安東は日滿連絡上の海港として殆んど價值なきを以て特に此の點考慮せられんことを希望す
- ロ、内鮮滿及鮮滿間の連絡運賃制を設けられたきこと
- 内鮮滿連絡貨物の運賃は三線間相互協定の上共通の割引賃率を設け且つ混載車扱制を同様認むることに取扱れ度し
- ハ、車扱運賃最低重量を局社兩線同一ならしむること
- ニ、局、社相互間の貨車の配給及連絡を圓滑ならしめ輸送日數を短縮すること

安奉線と連奉線との運賃比較

扱別 等級別	大連		奉天		間	
	普通運賃	同上一軒當	特別運賃	同上一軒當	割引率	
一級	二、六〇〇	〇、〇〇六五	一、六八〇	〇、〇〇四二	〇、三四五	

扱別等級別	(當越一) 扱車				(當越百) 扱口小			
	平	四	三	二	平	四	三	二
普通運賃	一、二、一六二	七、一九〇	一〇、五〇〇	一七、一四〇	一、三、一八	〇、七九〇	一、一四〇	一、八五〇
同上二料當	〇、〇三〇四	〇、〇一八〇	〇、〇二六三	〇、〇四二八	〇、〇〇四八	〇、〇〇二九	〇、〇〇四一	〇、〇〇六七
特別運賃	〇、〇三〇四	〇、〇一八〇	〇、〇二六三	〇、〇四二八	一、〇七八	〇、六六〇	〇、九三〇	一、五一〇
同上二料當	七、九三〇	四、八一〇	六、八四〇	一一、一〇〇	〇、〇〇三九	〇、〇〇二四	〇、〇〇三四	〇、〇〇五五
割引率	〇、〇一九八	〇、〇一二〇	〇、〇一七一	〇、〇二七八	〇、〇一八二	〇、〇一六五	〇、〇一八七	〇、〇一八八
兩線比較歩合	〇、三三八	〇、三三一	〇、三四九	〇、三五二	〇、三〇〇	高	線	安
同上割引率比較	〇、三三八	〇、三三一	〇、三四九	〇、三五二	〇、一六八	〇、一六八	〇、一六八	〇、一六八

五〇

扱別等級別	(當越一) 扱車				(當越百) 扱口小			
	平	四	三	二	平	四	三	二
普通運賃	一、二、二〇〇	九、八七〇	七、五四〇	五、二一〇	八、七〇五	〇、〇三二五	七、一三五	九、九六〇
同上二料當	〇、〇四四二	〇、〇三五八	〇、〇二七三	〇、〇一八九	〇、〇三二五	〇、〇二五八	〇、〇二五八	〇、〇三六〇
特別運賃	〇、〇四四二	〇、〇三五八	〇、〇二七三	〇、〇一八九	七、一三五	〇、〇二五八	〇、〇二五八	〇、〇三六〇
同上二料當	九、九六〇	八、〇七〇	六、一七〇	四、三四〇	〇、〇二五八	〇、〇一八〇	〇、〇一八〇	〇、〇二八四
割引率	〇、〇二九二	〇、〇二九二	〇、〇二二四	〇、〇一五七	〇、〇一八〇	〇、〇一八〇	〇、〇一八〇	〇、〇一八四
兩線比較歩合	安	奉	線	高	〇、三〇三	〇、三〇三	〇、三〇三	安
同上割引率比較	安	奉	線	低	〇、一六八	〇、一六八	〇、一六八	〇、一六八

備考
 一、安奉線ハ連奉線ニ比シ一料當三割以上ノ高運賃ナリ
 二、特定割引率ニ於テ安奉線ハ連奉線ニ比シ一割六分八厘少ナシ即チ連奉線ハ安奉線ノ約二倍方多ク割引シ居レリ

安東驛に於ける貨物發送日數調

(昭和九年自三月一日至同十五日三十日間)に於ける七、一一五個に對するもの

所要日數	當日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	計
個數	一、一一八	二、一一三	一、六二二	一、〇四三	七四一	三二二	九五	六〇	七、一一五
百分率	一五、七	二九、三	二二、八	一四、七	一〇、四	四、四	一、四	〇、八	一〇〇

二、荷卸當日より發送迄の所要日數

所要日數	當日	二日	三日	四日	五日以降	合計
個數	〇	一一〇	三一六	一、五四二	五、一四七	七、一一五
百分率	〇	一、五	四、四	二一、八	七、二三	一〇〇

備考

一、理論上ハ安東驛著午前七時十分ノモノハ當日午前中ニ荷卸シ急送品ハ當日午後十時ニ繼送シ其他ノモノハ二日目午前中税金ノ査定ヲ爲シ納稅告知書發給午後四時頃放行單下附セラレ三日目午前中ニ積込同日午後五時三十分繼送スルコトナルヲ以テ結局安東驛ニ五十八時間二十分停滯スルコトナル但シ正午以後安東著ノモノハ四日目午後繼送セラルルヲ以テ七十時間三十分停滯ス、以上ノ如クナルモ實際ハ前表ノ如ク停滯シ居ル實狀ナリ

二、本表ハ急送品ヲ除外セリ

第九號 興業銀行設置に關する件

(譯文)

龍江省克山縣 魏梅五氏提出

理由

近代社會は三大勢力を有す、即ち工業、電業、新聞の三事業である、而て工業は第一に位する、世界各國では製造家、發明家に積極的獎勵を無さざるはなし、以て發展をなせり、凡そ或る物品の製造計畫ありて資本に缺乏の患あるならば均しく政府に要望して、實際調査の結果該製品優良にして需要に適應せるものなれば國民は有益なるべし、殊に對外輸出に可能性あるものなれば尙更なり、政府は須

らく融資、製造をなさしむ可し、斯くなれば工業界に資本缺乏の虞なし、只工業品の優良ならざるを虞のみ、現今東隣「日本」の工業は日新月異の著しき進歩をなし、殆ど製造不可能なるものなし、即ち友邦國民は一面に徹底的精求性をもつて各方面に専門的學識を求むると同時に他面政府の提唱する獎勵の力にて達成さるるものなり、我國の工業は極めて幼稚にして一切の物品は外人の力に俟つの状態なり、かゝるが故に宜しく商業大都會に一興業銀行を設置し、以て救済を計る可し、凡て、既に吾國にて製造されたる經驗ある物品或は各種工業専門家にして、資本缺乏の虞あるものには銀行よりの低利融資以てその事實を完成せしめるか或は製造物品を擔保に銀行より融資を受け、以て販路を計らしむる可し、斯の如くにして、小工業者は無力による事業上の挫折を無くし、大工業は又より以上の發展を期し得可し、共にその精進を計るは滿洲國實業の開發の一日も忽がせに出來ぬ所以である

第十號 滿洲國の開發に任ずべき優良移民の増植を企圖する爲日滿兩國

政府は速に之が適切なる助成の方法を講ぜられんことを望む

朝鮮支部提出

理由

滿洲帝國は廣袤百四十一萬六千方糎總人口二千九百六十餘萬人にして一方糎當人口密度僅かに二十一人に過ぎず之を我内地百七十八人朝鮮九十三人に比すれば極めて稀薄の状態に在りて其の無限の包容力と豊富なる資源とは治安の恢復と相俟つて大量移民の移植を容易且つ有望ならしめつゝあり一面日本帝國は人口問題、食糧問題に對する眞摯なる解決を緊要とするに際し滿洲帝國への人口進出は之が解決に最も良策たるを信ず殊に朝鮮と滿洲帝國とは氣候、風土、環境等概ね相類似し而も由來朝鮮人は滿洲移民として歴史的、傳統的に確然たる地歩を占め其の數一百萬人と稱せられ其の堅實性、適應性に於て將又滿洲開發の先驅者として最も優越せる要素を具備せるものと考ふ

日滿兩國政府は新興滿洲帝國の劃期的躍進時代に處し經濟相互扶助の大方針の下に聯絡協調し滿洲國內に於ける資源を開拓し産業貿易の振興繁榮を圖り日洲兩國國民の恒久的親善融合に資する爲速に朝鮮移民の滿洲増植に對し積極的に保護助成の途を講せられんことを望む

第十一號 北滿地方の荒田開墾に關する件

(譯文)

龍江省克山縣 巍梅五氏提出

理 由

北滿一體は地味肥へ交通至便、鐵路發達の所であるが未だ開墾されざる綠野の一帶は政府に依る多量

移民の開墾、銀行よりの低利資金の融通を以て開發を計る可し、而して開墾に先ち必ず同地方の軍警當局と良く協力計畫し治安を計るべし、之れを以て六月——八月の繁忙期に不慮の難を免る可し次に開墾に注意すべき事項を再言す

- 一、團體的開墾移民は政府の責任で輸送すべし
- 二、開墾成功の土地は課税を免じ寧ろ開墾事業を獎勵すべし
- 三、農耕に著手する時の種蒔時には地方に於て、便法を設けて低利の貸付をなすか、興業銀行に依て資金貸付の方法を以て金融の不足を補ふ可し
- 四、收穫、産出の時には宜しく國家が代つて販賣方法を計り、遠輸（遠く運送し）し販路の擴張を計り收益を計る可し

第十二號 各縣下無産者の生計の途たる工場を擴充せしめ失業者を減少せしむるの件

(譯文)

龍江省克山縣 巍梅五氏提出

理 由

事變以後農村の破産せるは最も不可抗力の天災、匪賊の騷擾に由る、近來國軍の討伐に依りて逐次安

定せりとは雖も中産階級の庶民は僅かに糊口の食しか得ない状態、その「貧」は立つ瀬もない極端に至つて居る、元來人力を以て生計をなすものは悉く拱手傍觀、策無き状態である、顧みるに我國の農産は豊富、工業原料は到る處に在り、之れを以て貧民工場を擴充する策は最上であり、既に設置せられたる工場はより以上擴充し、工場なき地方は漸次設立する方針を以て、富源の開發、地方々々の産物を選んで工業原料とし、或は需要さるる物品を製造する、例へば一般庶民の必需品である毛織物について言へば北滿地方の各縣には大なる工場のみならず普通の靴下工場さへ稀である、北滿一體には大豆の豊富なること、小麥の産出、金鑛、水産等凡ゆる處に事業たり得るものは存在する、速かに當地方産物に依て工場を増設し、以て國家の資力と無産者の勞力とを以て、富源開發することは又、生産力の無い遊民（失業者）も減少せしめることである

第十三號 輸出石油類に戻税の途を開くの件

日本石油株式會社提出

理由

各種石油類の需要と其の生産とを一致せしむることは製油技術上不可能なり、即ち揮發油の需要増加に應せんとすれば、減産の要ある燈油、輕油等の生産亦之に伴ひて増加す

之れ石油業法運用上（需要調節）の一大障害にして是等の過剰製品は其の販路を海外に求むるの外なきも、其の多くは有税原油による精製品なるを以て之を輸出せんとする場合外國製品との競争に堪へず

之を燈油に就いて見るに本年國內推定需要は約三百七、八十萬函なるに其の生産は約四百五十萬函にして約七、八十萬函の過剰を來し乍ら右の理由に因り未だ充分なる販路を獲得するに到らず其の他の製品みな亦此の如し、依て輸出石油類に對し戻税の途を開くは刻下の急務に屬す

第十四號 滿洲國產玉蜀黍本邦輸入に關する件

平壤 日本穀産工業株式會社提出

理由

由來滿洲國產玉蜀黍の輸出に際し輸出税として毎百斤國幣二十四仙六厘及附加税五分課税され爲替相場の関係にて邦貨換算は平均金三拾錢也徴收さるゝは現下滿洲國狀として不得止仕儀と愚考さるゝも自己國産品の輸出に當り輸出税の徴收は頗る時代遅れの觀あり産業獎勵其他の見地より斯る惡策は早晩撤廢ある可きは論を俟たざる處なり我國と特種關係ある滿洲國然も運賃輸送供給の迅速その外幾多の利便ある滿洲國產玉蜀黍以外現在毎年瓜哇南洋其他より輸入數量約二十萬噸に達するは何故ぞ即ち

上述の拙策たる輸出課税に基因する處大なりと思考す 次に滿洲國產玉蜀黍は含有水分平均二十%強に對し南洋其他外國品は平均十二%に過ぎず即ち前者に對し八%強餘分の輸入税を支拂ひ且つ輸出税にも斯る高率の水分量に對し課税さるゝ事となり且つ製品の歩留も八%減する事となる故に自然他の諸外國產品の輸入漸増する次第なり

滿洲國現狀より右輸出課税策の即時撤廢は勿論困難ならんも獨り我國への輸出品のみに對して特種友邦關係上免税方實施ある様協會の御努力によつて至急實現方衷心熱望す 或は目下財政政策樹立の途にある滿洲國に前記税の撤廢は不可能と考へられ然る場合は特種關係にある我國に於て此の餘分税額及び他國產玉蜀黍に比し過剩し居る含有水分約八%に相當する金額を日本帝國の輸入税百斤一圓七拾錢也より控除し以て友邦滿洲國產玉蜀黍を一層多く輸入し其他諸外國よりの輸入を防壓する事は我帝國としての義務にあらずやと考へらる

第十五號 協會マーク制定の件

滿洲支部提出

理由

會員相互の認識を便にしその親睦結束に資する爲めなり

追加第一號 滿洲國に工場財團法制定方日滿兩國政府に要望の件

哈爾濱日本商工會議所提出

理由

滿洲國資源開發と日本資本の對滿進出獎勵の爲めには滿洲各地に工業的企業を隆昌ならしむる事を要するは明白なり、元來工業的企業は他の産業と異り巨大なる固定資本を必要とするものにして是等の需要を自己資本のみを以て應ずるは困難となす、隨つて多額の資金を借入其の方法にて融通せざるべからざるものなるが現狀に於ては工業的金融機關の完備なく又金融の方法に於ても非常なる不利不便を嘗めつつあるものなり、過去に於て我等は滿洲國に興業金融機關の設置方を要望したるものなるが更に工業金融を圓滑ならしむるが爲に日本に於ける工場抵當法擔保付社債信託と内容を等しくする法規の速かに滿洲國にも制定せられ、以て工業金融を容易ならしめられん事を茲に要望す

第四 議 事

日滿實業協會第三回總會は十一月二十一日午後二時十五分開會、郷會長議長席に着き開會の挨拶を述べ夫れより議事に入る。

報 告 事 項

一、自昭和九年十一月至同十年三月事務報告

右に就きては同期間並に自昭和十年四月至同十月本支部主要事項の概要に關して篠崎常任幹事より説明し殊に前日二十日開催の第二回評議員會に於ては、新に大阪支部設置の爲に會則第三條の改正を行ひたる旨報告する所ありたり無異議承認。

二、昭和九年度收支決算

本部決算に就きては篠崎常任幹事より滿洲支部決算に就きては長永滿洲支部常任幹事より各其の大意に就きて説明を爲し、本部決算に對しては中川監事より帳簿證憑に就いて監査の結果其の正確なることを認めたる旨報告あり。滿洲支部決算に對しては經常費及び特別會計共に監査の結果其の正

確なることを認めたる旨監事より書面を以て通知あり且つ右特別會計決算に就きては滿洲國實業部の承認を得居れる趣長永滿洲支部常任幹事より説明する所ありたり無異議承認。

議 案

第一號 昭和十一年度收支豫算案、昭和十年度實行豫算案

昭和十一年度本部收支豫算案、同大阪支部收支豫算案、同本部並に滿洲支部職員退職給與積立金收支豫算案及昭和十年度日本海商業委員會特別會計收支豫算案に就きては篠崎常任幹事より、昭和十一年度滿洲支部收支豫算案、康徳三年度滿洲支部特別會計收支豫算案及康徳二年度滿洲支部特別會計實行豫算案に就きては長永滿洲支部常任幹事より、昭和十一年度朝鮮支部收支豫算案に就きては伊藤朝鮮支部常任幹事より夫々概要を説明する所ありたるが、何れも異議なく原案可決。

第二號 評議員選舉の件

評議員任期満了に付會則第七條に依り選舉を行ふこととなれるが、便宜上投票を省略し其の員數及び指名は會長一任となり後刻會長より別項の通り指名あり、尙大阪に於ける評議員に就きては他日

支部開設され更に會員充實を見たる上にて之を増加するの必要を認むるも其員數及人選は會長一任とすることに決定。

第三號 滿洲國關稅竝に關東州關稅制度改正促進に關し要望の件

第四號 滿洲國關稅改正促進方に關する件

右二件は之を一括して篠崎常任幹事より評議員會決議の模様を説明し第四號案は第三號案に含め原案可決。

第五號 滿洲國木材輸入關稅改正方要望の件

右は朝鮮商工會議所會頭賀田直治氏より説明あり、原案可決。

第六號 滿洲國內陸稅關設置促進に關する件

右は朝鮮貿易協會工藤三次郎氏より説明あり、原案可決。

第七號 安東驛發著特定運賃率を大連驛發著特定運賃率と同一比率に低減されんことを要望の件

第八號 安奉線運賃の低減竝に日滿運輸改善に關する件

右兩案は同趣旨なるにより一括上程し朝鮮貿易協會工藤三次郎氏より詳細説明ありたるが、其の關係する所廣きにより兩案共之を理事會に一任することに決定。

第九號 興業銀行設置に關する件

第十一號 北滿地方の荒田開墾に關する件

第十二號 各縣下無産者の生計の途たる工場を擴充せしめ失業者を減少せしむるの件

右三件に就ては篠崎常任幹事より支部會員よりの提案は概ね支部を経由するの慣例となり居れるに
より前日の評議員會に於ても一應之を滿洲支部に廻送し其の審議を経たる上適當に處理すること、
なれる旨説明あり、結局三案共之を滿洲支部に廻送することに決定。

第十號 滿洲國の開発に任ずべき優良移民の増植を企圖する爲日滿兩國政府は速に之が適切なる助成の方法を講ぜられんことを望む

右は賀田朝鮮商工會議所會頭より提案趣旨に關して説明あり原案可決。

第十三號 輸出石油類に戻稅の途を開くの件

右は前日開催の評議會に於て可決されたる旨篠崎常任幹事より説明を爲し、原案可決。

第十四號 滿洲國産玉蜀黍本邦輸入に關する件

右は提案者より撤回。

第十五號 協會マーク制定の件

右は長永滿洲支部常任幹事より説明あり原案可決。

追加第一號 滿洲國に工場財團法制定方日滿兩國政府に要望の件

右は哈爾濱日本商工會議所加藤會頭より説明あり原案可決。

右を以て附議事項全部を議了、議長より總會終了の旨を宣し午後三時三十分閉會せり。

評議員決定事項

一、會則改正の件

第三回總會の前日即ち昭和十年十一月二十日開催の第二回評議員會に於て大阪支部設置の爲に會則第三條を左の通り改正し、尙會則全般に互る改正に就きては滿洲支部より改正案提出され之に對して本部側より對案提出されたるも審議の結果常務理事一任に決定したり。

第三條 本會ハ本部ヲ東京ニ、支部ヲ新京、京城及大阪ニ置ク

二、會長、副會長、理事、監事選舉の件

會長、副會長、理事（常務理事を含む）及監事の任期滿了に付會則第七條第二項により總會直後開催の第三回評議員會に於て選舉を行ふこととなるが、投票手續を省略し先づ會長には現會長男爵郷誠之助氏滿場一致を以て再選のことに決定し、夫れより副會長、理事及監事は其の銓衡を會長一任となり會長より別項の通り指名されたり。

第五 陳 情

六六

第三回會員總會の決議に依り夫々關係當局に提出せる陳情書左の如し。

一、日滿實發二八三號

昭和十年十一月二十八日

日滿實業協會

會長 男爵 郷 誠之助

内閣總理大臣	大藏大臣	外務大臣
商工大臣	拓務大臣	陸軍大臣
農林大臣	對滿事務局總裁	關東軍司令官
關東局總長	滿洲國國務總理大臣	滿洲國實業部大臣
滿洲國財政部大臣	滿洲國外交部大臣	滿洲國國務院總務廳長

宛（各通）

滿洲國關稅並に關東州關稅制度改正促進に關し陳情の件

現行滿洲帝國關稅は中華民國當時の稅率を踏襲せる爲め日滿友交關係に幾多の障害をなすものとして

昭和八年七月以降數次暫行的に改正されたりと雖も未だ根本的改訂を見るに至らず而して又滿洲國關稅と相關連する所多き關東州關稅制度の基本を規定する大連海關設置に關する協定は明治四十年の締結に係り爾來三十年間殆ど修正を見ざるを以て今日の實狀に適應せざるもの多し

抑も右兩制度は日滿兩國經濟提携上重大なる役割をなすものにして其根本方針の確立は勿論慎重なるを要すと雖も建國後將に四個年を経過せんとする今日尙其曙光を認むるに至らざるが如きは獨り日滿貿易の發達を阻害するのみならず我が對滿投資と企業計畫を萎縮せしめ滿洲國の經濟建設上より之を見るも亦遺憾尠しとせず依て速に右兩制度を改訂されんことを要望す

右總會の決議に依り及陳情候也

二、日滿實發二八四號

昭和十年十一月二十八日

日滿實業協會

會長 男爵 郷 誠之助

内閣總理大臣	大藏大臣	外務大臣
商工大臣	朝鮮總督	對滿事務局總裁
關東軍司令官	關東局總長	滿洲國國務總理大臣
滿洲國實業部大臣	滿洲國財政部大臣	滿洲國國務院總務廳長

宛（各通）

六七

滿洲國木材輸入關稅改正方に關する陳情の件

滿洲國に於ける現行關稅率は原木從價一割とし製材は從量一千英方呎に付國貨十二元四角八分を徵され兩者の均衡を失す則ち製材の輸入に對しては禁止的重稅を課し原木は極めて輕微なる關稅を課するが故に朝鮮内の製材業者としては滿洲國に對し製材の供給を爲し能はざるのみならず資材たる原木相場の高騰を來し其の被る影響頗る甚大なり依て原木、製材共に從價とさるか又は從量とさるか先づ其の根本を確定し次に從價とする場合は原木、製材同率とし又從量とするときは日本輸入關稅率に準じ兩者の均衡を保つ様改正されんことを要望す

右總會の決議に依り及陳情候也

三、日滿實發二八五號

昭和十年十一月二十八日

日滿實業協會

會長 男爵 郷 誠之助

內閣總理大臣 大藏大臣 外務大臣

陸軍大臣 商工大臣 對滿事務局總裁 宛 (各通)

朝鮮總督 關軍軍司令官 關東局總長

滿洲國國務總理大臣 滿洲國實業部大臣 滿洲國財政部大臣

滿洲國內陸稅關設置促進に關し陳情の件

輸送途中に於ける通關は貨物の積卸等の爲め荷傷紛失の機會を多からしめ且つ輸送日數を遅延せしめ通商上幾多の弊害あるのみならず出荷者又は荷受人は概ね立會し得ざる爲め通關課稅上に問題發生の際幾多の不便あるを以て出荷地又は到着地に於て通關手續を了し其の間保稅輸送の行はるゝことは通商上極めて重要なことに屬し現に同一理由と必要上一の出荷地通關とも見らるべき北鮮三港に對し既に此の制度を實施せられたる實情に鑑み到着地たる主要都市即ち奉天、新京、哈爾濱等にも稅關支署又は出張所を設け速かに本制度の實施せられんことを望む

右總會の決議に依り及陳情候也

四、日滿實發二八六號

昭和十年十一月二十八日

日滿實業協會

會長 男爵 郷 誠之助

內閣總理大臣 大藏大臣 外務大臣

拓務大臣 商工大臣 陸軍大臣

對滿事務局總裁 關東軍司令官 關東局總長 宛 (各通)

朝鮮總督 滿洲國國務總理大臣 滿洲國實業部大臣

滿洲國外交部大臣 滿洲國財政部大臣 滿洲國國務院總務廳長

滿洲國の開發に任ずべき優良移民の増植に關し陳情の件

滿洲帝國は廣袤百四十一萬六千方籽總人口二千九百六十餘萬人にして一方籽當人口密度僅かに二十一人に過ぎず之を我内地百七十八人朝鮮九十三人に比すれば極めて稀薄の状態に在り其の無限の包容力と豊富なる資源とは治安の恢復と相俟つて大量移植を容易且つ有望ならしめつゝあり一面日本帝國は人口問題、食糧問題に對する眞摯なる解決を緊要とするに際し滿洲帝國への人口進出は之が解決に最も良策たるを信ず殊に朝鮮と滿洲帝國とは氣候、風土、環境等概ね相類似し而も由來朝鮮人は滿洲移民として歴史的、傳統的に確然たる地歩を占め其數壹百萬人と稱せられ其の堅實性、適應性に於て將

又滿洲開發の先驅者として最も優越せる要素を具備せるものと思考す

日滿兩國政府は新興滿洲帝國の劃期的躍進時代に處し經濟相互扶助の大方針の下に聯絡協調し滿洲國內に於ける資源を開拓し産業貿易の振興繁榮を圖り日滿兩國國民の恒久的親善融合に資する爲速に朝鮮移民の滿洲増植に對し積極的に保護助成の途を講せられんことを望む
右總會の決議に依り及陳情候也

五、日滿實發第二八七號

昭和十年十一月二十八日

日滿實業協會

會長 男爵 郷 誠之助

內閣總理大臣 大藏大臣 商工大臣 宛 (各通)

外務大臣 對滿事務局總裁

輸出石油類戻税に關し陳情の件

各種石油類の需要と其生産とを一致せしむることは製油技術上不可能なり即ち揮發油の需要増加に應せんとすれば減産の要ある燈油、輕油等の生産亦之に伴ひて増加す

是れ石油業法運用上（需要調節）の一大障害にして此等の過剰製品は其の販路を海外に求むるの外なきも其の多くは有税原油による精製品なるを以て之を輸出せんとする場合外國製品との競争に堪へず之を燈油に就いて見るに本年國內推定需要は約三百七、八十萬函なるに其の生産は約四百五十萬函にして約七、八十萬函の過剰を來し乍ら左の理由に因り未だ充分なる販路を獲得するに到らず其の他の製品皆亦此の如し依て輸出石油類に對し戻税の途を開くは刻下の急務に屬す
右總會の決議に依り及陳情候也

六、日滿實發第二八八號

昭和十年十一月二十八日

日滿實業協會

會長 男爵 郷 誠之助

內閣總理大臣	大藏大臣	陸軍大臣
商工大臣	外務大臣	對滿事務局總裁
關東軍司令官	關東局總長	滿洲國國務總理大臣
滿洲國實業部大臣	滿洲國財政部大臣	滿洲國外交部大臣
滿洲國國務院總務廳長		宛（各通）

滿洲國に工場財團法制定方に關し陳情の件

滿洲國資源開發と日本資本の對滿進出獎勵の爲には滿洲各地に工業的企業を隆昌ならしむる事を要するは明白なり、元來工業的企業は他の産業と異り巨大なる固定資本を必要とするものにして是等の需要を自己資本のみを以て應ずるは困難となす、隨つて多額の資金を借入其の他の方法にて融通せざるべからざるものなるが現状に於ては工業的金融機關の完備なく又金融の方法に於ても非常なる不利不便を嘗めつゝあるものなり、過去に於て我等は滿洲國に興業金融機關の設置方を要望したるものなるが更に工業金融を圓滑ならしむるが爲に日本に於ける工場抵當法擔保付社債信託法と内容を等しくする法規の速かに滿洲國にも制定せられ以て工業金融を容易ならしめられん事を要望す
右總會の決議に依り及陳情候也

第六役 員 (五十音順)

會長

日本・東京商工會議所會頭 男爵 郷 誠之助

副會長

大連市商會會長 張 本 政

大阪商工會議所會頭 森 平兵衛

理事 (五三名)

橫濱商工會議所會頭 有 吉 忠 一

大同セメント株式會社社長 淺 野 良 三

大阪商工會議所副會頭 安 宅 彌 吉

日本產業株式會社社長 鮎 川 義 介

門司商工會議所會頭 出 光 佐 三

新京商工會議所會頭 石 崎 廣 治 郎

日本興業銀行總裁
哈爾濱道外商會會長

奉天商工會議所會頭
大連瓜谷商店主

名古屋商工會議所會頭
神戶商工會議所會頭

博多商工會議所會頭
承德縣商會會長

石田 武 亥

瓜 谷 長 造

岡 谷 惣 助

岡 崎 忠 雄

太 田 勘 太 郎

王 聰 儒

結城豐太郎
李 明 遠

石田 武 亥

瓜 谷 長 造

岡 谷 惣 助

岡 崎 忠 雄

太 田 勘 太 郎

王 聰 儒

龍江總商會會長

王 玉 堂

豐年製油株式會社社長

杉山金太郎

新京裕昌源裝粉有限公司董事長

王 荆 山

安東總商會會長

孫 榮 明

貴族院議員 男爵

大 藏 公 望

京都商工會議所會頭

田 中 博

大阪商工會議所副會頭

片 岡 安

大倉商事株式會社社長

玉木誠次郎

朝鮮商工會議所會頭

賀 田 直 治

京城商工會議所副會頭

田川常治郎

哈爾濱日本商工會議所會頭

加 藤 明

大連機械製作所社長

高 田 友 吉

朝鮮銀行總裁

加 藤 敬 三 郎

東洋拓殖株式會社總裁

高 山 長 幸

日本郵船株式會社社長

各 務 謙 吉

釜山商工會議所會頭

立 石 良 雄

橫濱正金銀行頭取

兒 玉 謙 次

營口紡紗廠總經理

陳 維 則

新潟商工會議所會頭

白 勢 量 作

大連商工會議所會頭

築 島 信 司

富士興業株式會社社長

澁 澤 正 雄

東京商工會議所副會頭

鶴 見 左 吉 雄

富士瓦斯紡績株式會社專務取締役

鹿 村 美 久

哈爾濱道裏商會常務委員

唐 紹 臣

大連市商會副會長

邵 慎 亭

東京商工會議所副會頭

中 野 金 次 郎

日清製粉株式會社社長

正 田 貞 一 郎

日本製鐵株式會社社長

中 井 勵 作

三菱商事株式會社常務取締役	早川茂三	朝鮮銀行副總裁	松原純一
吉林全省商會聯合會會長	范象魁	三井物產株式會社常務取締役	向井忠晴
日本石油株式會社社長	橋本圭三郎	廣島商工會議所會頭	山崎吾一
王子製紙株式會社社長	藤原銀次郎	東洋レヨン株式會社會長取締役會長	安川雄之助
平壤商工會議所會頭	福島英朔	錦縣商會會長	李樹維
奉天市商會會長	方煜恩	新京市商會主席代理	史維翰
哈爾濱道裏商會副會長	穆文煥		
常務理事			
新京裕昌源製粉有限公司董事長	王荆山	大連商工會議所會頭	築島信司
大阪商工會議所副會頭	片岡安	東京商工會議所副會頭	中野金次郎
朝鮮商工會議所會頭	賀田直治		
監事			
目黒蒲田電鐵株式會社取締役	中川正左	大連西崗子商會會長	麗睦堂
朝鮮米穀倉庫株式會社社長	松井房治郎		

評議員

(一九八名)

橫濱商工會議所會頭	有吉忠一	新京商工會議所會頭	石崎廣治郎
大阪商工會議所副會頭	安宅彌吉	滿洲電業股份有限公司副社長	入江正太郎
名古屋商工會議所副會頭	青木鎌太郎	株式會社朝鮮貯蓄銀行頭取	伊森明治
大同セメント株式會社社長	淺野良三	朝鮮火災海上保險株式會社社長	石川登盛
日本產業株式會社社長	鮎川義介	大連瓜谷商店主	瓜谷長造
朝鮮殖産銀行頭取	有賀光豐	神戶商工會議所副會頭	榎並充造
哈爾濱高岡號主	相見幸八	博克圖站商會會長	閻永恩
門司商工會議所會頭	出光佐三	函館商工會議所會頭	岡本康太郎
三井物產株式會社取締役社長	井上治兵衛	札幌商工會議所會頭	大瀧甚太郎
大日本鹽業株式會社專務取締役	一宮銀生	名古屋商工會議所會頭	岡谷惣助
東京共立無盡株式會社社長	伊藤精七	神戶商工會議所會頭	岡崎忠雄
滿洲製麻株式會社專務取締役	井上輝夫	博多商工會議所會頭	太田勘太郎
奉天商工會議所會頭	石田武亥	住友合資會社總理事	小倉正恒

日本鋼管株式會社社長	大川平三郎	齊々哈爾貿易館昭和祥支配人	大貫與十
株式會社大林組社長	大林義雄	大阪商工會議所副會頭	片岡安
大日本麥酒株式會社社長	大橋新太郎	朝鮮銀行總裁	加藤敬三郎
貴族院議員	男爵大藏公望	日本郵船株式會社社長	各務鎌吉
大邱商工會議所會頭	小倉武之助	東亞煙草株式會社社長	金光庸夫
仁川商工會議所會頭	太田忍	株式會社加藤商店社長	加藤勝太郎
金剛山電氣鐵道株式會社專務取締役	岡本桂次郎	朝鮮商工會議所會頭	賀田直治
營口總商會會長	王季梁	朝鮮運送株式會社專務取締役	河合治三郎
岫巖縣商會會長	王世滋	開原實業會會頭	川嶋定兵衛
哈爾濱寶隆峻經理	王樹柵	哈爾濱日本商工會議所會頭	加藤明
龍江總商會會長	王玉堂	新義州商工會議所會頭	加藤鏡治郎
承德縣商會會長	王聰儒	株式會社三越京城支店長	加藤常美
新京裕昌源製粉股份有限公司董事長	王荆山	日本硬質陶器株式會社社長	香椎源太郎
窒素肥料販賣株式會社取締役	岡崎康一	大同產業株式會社理事長	川本靜夫

凌源縣商會會長	艾喜晨	滿洲航空株式會社副社長	兒玉常雄
株式會社三井銀行取締役會長	菊本直次郎	東亞勸業株式會社社長	向坊盛一郎
鐵嶺商工會議所會頭	紀藤義也	四平街商會會長	孔貫一
開城商工會議所會頭	金正浩	東洋拓殖株式會社京城支社理事	佐方文次郎
京城紡織株式會社專務取締役	金季洙	大連株式商品取引所理事長	櫻內辰郎
三菱合資會社總經理	串田萬藏	紳谷組	紳谷仙次郎
日魯漁業株式會社社長	窪田四郎	朝鮮紡績株式會社常務取締役	佐々木克己
滿洲採金株式會社副理事長	草間秀雄	新潟商工會議所會頭	白勢量作
日本東京商工會議所會頭	男爵鄉誠之助	三菱重工業株式會社取締役會長	斯波孝四郎
橫濱正金銀行頭取	兒玉謙次	大倉鑛業株式會社取締役會長	島岡亮太郎
鴻池合名會社代表社員	男爵鴻池善右衛門	富士瓦斯紡績株式會社專務取締役	鹿村美久
大阪商船株式會社京城出張所長	小山忠秋	日清製粉株式會社社長	正田貞一郎
林西縣商會會長	高佩	合名會社安田保善社理事	男爵四條隆英
昭和製鋼所社長	伍堂卓雄	富士興業株式會社社長	遊澤正雄

合資會社清水組代表社員	清水釘吉	安東商工會議所會頭	瀨之口藤太郎
株式會社島田硝子製造所專務取締役	島田一郎	奉天市商會會長	曹振海
股份有限公司哈爾濱交易所副理事長	嶋田千代治	安東總商會會長	孫榮明
清津商工會議所會頭	四元嘉平治	黑河商會會長	孫毓藻
咸興商工會議所會頭	信田秦一郎	京都商工會議所會頭	田中博
大連市商會副會長	邵慎亭	東洋拓殖株式會社總裁	高山長幸
通遼縣商會會長	蕭慶齋	中日實業株式會社副總裁	高木陸郎
小樽商工會議所會頭	杉江仙次郎	大日本人造肥料株式會社社長	田中榮八郎
豐年製油株式會社社長	杉山金太郎	大倉商事株式會社社長	玉木誠次郎
滿洲金融組合聯合會理事長	杉村正	臺灣製糖株式會社社長	武智直道
吉林日本商工會議所會頭	鈴木良太	釜山商工會議所會頭	立石良雄
元山商工會議所會頭	杉野多市	京城商工會議所副會頭	田川常治郎
株式會社丁子屋商店取締役	鈴木文次郎	朝鮮信託株式會社社長	谷多喜磨
株式會社三菱銀行取締役會長	瀨下清	住友合資會社京城販賣店支配人	高橋又次郎

大連機械製作所社長	高田友吉	哈爾濱道裡商會常務委員	唐紹臣
撫順實業協會會長	田中廣吉	東京商工會議所副會頭	中野金次郎
遼陽實業會會長	高木儀三郎	金澤商工會議所會頭	中島德太郎
大連市商會會長	張本政	日本製鐵株式會社社長	中井勵作
營口紡紗廠總經理	陳維則	三井合名會社常務理事	南條金雄
朝陽縣商會會長	張國桂	目黒蒲田電鐵株式會社取締役	中川正左
寧安縣商會會長	張芳潤	古河電氣工業株式會社社長	中川末吉
東京商工會議所副會頭	鶴見左吉雄	中山太陽堂社長	中山太一
鐘淵紡績株式會社社長	津田信吾	日滿製粉株式會社專務取締役	中澤正治
大連商工會議所會頭	築島信司	朝鮮鐵道株式會社專務取締役	新田留次郎
株式會社漢城銀行專務取締役	堤永市	國際運輸株式會社常務取締役	野木定吉
吉林工務總會會長	傅昭魁	明治製糖株式會社社長	原邦造
豐田紡織株式會社社長	豐田利三郎	日本石油株式會社社長	橋本圭三郎
株式會社高尾鐵工所代表取締役	土岐市太郎	三菱商事株式會社常務取締役	早川茂三

旅順商民公議會會長	潘修海	朝鮮製鍊株式會社社長	松本誠
吉林全省商會聯合會會長	范象魁	營口商工會議所會頭	松本員男
群山商工會議所會頭	花岡鶴松	朝鮮銀行副總裁	松原純一
滿洲國協和會次長	平島敏夫	朝鮮米穀倉庫株式會社社長	松井房治郎
王子機紙株式會社社長	藤原銀次郎	日清紡績株式會社社長	宮島清次郎
日本銀行總裁	深井英五	三菱商事株式會社取締役會長	三宅川百太郎
大日本製糖株式會社社長	藤山愛一郎	旅順商工協會副會長	宮竹清介
大同酸素株式會社社長	藤井滿彥	滿洲計器股份有限公司副理事長	三輪震一
平壤商工會議所會頭	福島英朔	大阪商船株式會社社長	村田省藏
大田商工會議所會頭	富士平	三井物產株式會社常務取締役	向井忠晴
吉林貿易館裕泰號	堀井覺太郎	株式會社滿洲銀行頭取	村井啓太郎
奉天市商會會長	方煜恩	株式會社奉天造兵所社長	村瀨文雄
株式會社朝鮮商業銀行頭取	朴榮喆	大阪商工會議所會頭	森平兵衛
大日本製糖株式會社朝鮮工場長	堀透	仁丹本舖森下營業所	森下博
東邦電力株式會社社長	松永安左衛門	木浦商工會議所會頭	森田泰吉

朝鮮郵船株式會社社長	森辨治郎	日本興業銀行總裁	結城豐太郎
東洋レヨン株式會社取締役會長	安川雄之助	扶餘縣商會會長	由貞
廣島商工會議所會頭	山崎吾一	大連錢鈔信託株式會社專務取締役	吉澤丈作
第一生命保險相互會社社長	矢野恒太	三和護謨株式會社社長	米倉清三郎
株式會社大阪機械製作所專務取締役	山田多計治	大連西崗子商會會長	龐陸堂
福島紡績株式會社社長	八代祐太郎	大連市商會副會長	劉仙洲
株式會社八木商店社長	八木與三郎	克山縣商會會長	劉永起
株式會社住友銀行取締役會長	八代則彥	赤峰縣商會會長	劉學涵
滿洲電信電話株式會社總裁	山內靜夫	錦縣商會會長	李樹維
株式會社正隆銀行常務取締役	楊井勇三	哈爾濱道外商會會長	李明遠
滿洲輸入組合聯合會理事長	山中繁雄	洮南縣商會會長	李毓芝
鳴綠江採木公司理事長	八木元八	海拉爾市商會會長	李棟朝
朝鮮金融組合聯合會會長	矢鍋永三郎	哈爾濱道裡商會副會長	穆文煥
朝鮮小野田セメント製造株式會社 取締役支配人	山根次亮	新京市商會代理主席	史維翰
西鮮合同電氣株式會社社長	山本犀藏		海倫縣商會會長

附

第三回總會議事速記録

昭和十年十一月二十一日午後二時十五分開會 於東京商工會議所

○議長(會長 男爵郷誠之助君) それでは是より總會を開會致します、此度の總會には遠路御來會下さつた方々も多々おありになるので深く其勞を感謝する次第であります。大分案件もありまするが、皆御手許に配付してありますから此順序に依つて逐次御決議を願いたいと思ひます。

〔滿洲語通譯〕

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 報告事項、一、昭和九年十一月より昭和十年三月に至る事務報告、幹事より報告を致さします。

○常任幹事(篠崎嘉郎君) 事務報告の概況に付いて申述べます。
本總會に報告承認を求むべき事業報告は昨年の總會に報告したる以後即ち昭和九年十一月より本年十月に至る既往一ヶ年間に亘るべき筈であります。斯くては年度半にして會計年度と合致致しませぬので特に理事會の決定に依り本年三月末に至る五ヶ月間に止めた次第であります。
今期當初に於ける會員數は九百三十八名、會費負擔口數二千三百三十九口でありましたが本年三月

末には會員數九百八十二名、會費負擔口數二千四百四口に増加したのであります。

事業としては會議回数六回、議事件數七十八件にしてその主なるものは

- (一) 滿洲國私設鐵道助成法制定方要望の件
- (二) 滿洲移住獎勵に關する件
- (三) 滿洲國に興業金融機關設置方陳情の件

等であります。然るに滿洲國私設鐵道法は康徳二年即ち本年九月五日發布となり、滿洲移住獎勵に關しては滿洲拓殖會社及び滿洲移住協會が近く設立されんとするの狀勢にあります。而して滿洲國興業金融機關の設置に關しては從來屢々論議を経たる所でありますが今や實際問題の域に進み來つたかの觀があります。その他日滿産業經濟の調査、資料の編纂講演録事等を刊行すること十一回、懇談會講話會を開催すること十二回に及び滿洲經濟事情の普及宣傳に努めたのであります。前總會に於ては會則を改正し本年四月一日より朝鮮支部開設の準備を整へたのであります。今期に於ける文書收發件數は受信件數八〇五件、發信件數三〇八件にして、會費收納狀況又頗る良好であつて本年三月末現在滿洲支部を除き會員數六百二十二名、會費負擔口數千八百九十三口、此の金額三萬七千八百六十圓に對し三萬七千二百八十圓を收納し残り五百八十圓也未收となりましたが其後過年度收入としてその大部分を收納致しました。

豫算は創立當時滿洲支部を合し一萬八千五百圓でありましたが中途滿洲支部特別會計國幣一萬圓を通算し六萬二千一百四十圓九十六錢に更正し、決算額六萬三千五百九十六圓三十三錢となりました。是れ即ち本協會が昭和九年度に消費したる全經費であります。而して十年度豫算には總額七萬四千三百圓を計上致しました次第であります。

滿洲支部の事業としては會議を開いたのが一回、議事件數八件、研究報告一件、本部に審議方移牒せるもの五件、其他視察團を主催し、又は滿文「内外經濟情報」及滿洲國人商工名錄等の刊行であります。會員數は當期三百十名、其の會費負擔口數四百六十四口でありましたが、本年三月末には會員數三百六十三名、會費負擔口數五百三十一口に達し、會員に於て五十三名、口數に於て七十口の増加となりました。

文書の收發件數受信六〇二件、發信三七七件でありまして、創立の際初年度の豫算を八千五百圓と致しましたが年度半ばに一萬一千圓に更正し、別に國幣一萬圓の特別會計を有するに至りました、更に十年度豫算は特別會計を合し二萬五千三百圓を計上致しました。

本年四月以降の事に就きましては明年の總會に於て報告する筈であります。此機會に於て其主なるものゝ大體に就て御諒承を願つて置きます。

四月一日には豫算四千圓を以て朝鮮支部を開設し、爾來順調に發達しつつあるのであります。同月十一日には滿洲國 皇帝陛下御來訪を奉迎致しまする爲に奉迎の辭と共に記念品を献上致しました所幸に御嘉納の光榮に浴したのであります。又同日滿洲國に於ける麥酒竝に石鹼の輸入關稅引下に關する問題、又五月には滿洲に於ける鐵道運賃統制に關する問題、安奉線運賃竝に日滿連絡運輸に關する問題、九月には綿コール天の輸入稅引下に關する問題に就きまして夫々文書又は口頭を以て日滿兩國政府當局に要望したのであります。其他六月には滿鐵以外の資金を以て滿洲産業の開發すべきものがあるならば仲介斡旋の勞を執るべく一應調査を完了致しましたが、其具體的の結末に至りましては未だ報告するまでに至つて居らないのであります。

更に新潟、富山地方からの要望もありまして日本海の經濟的價値を向上せしむべく、關係各方面の御諒解を得まして日本海商業委員會を設置することになりました。其第一回委員會を明日開催することになつて居るのであります。又大阪支部の開設に就きましては、風水害其他の爲に遅れましたが今回愈々設置することになりまして、後刻同支部豫算の御審議を願ふことになつて居るのであります。最後に會則の改正でありますが、昨日の評議員會に於きまして大阪支部の開設に伴ひ會則「第三條本會ハ本部ヲ東京ニ、支部ヲ新京及京城ニ置ク」とありますのを「本會ハ本部ヲ東京ニ、支部ヲ新京、

京城及大阪ニ置ク」と改正されたのであります。其他の點に就きましても會則改正案が滿洲支部より提出されたのでありますが、審議の結果常務理事一任と云ふことに決定したのであります。是が確定致しますれば何れ印刷にしまして御手許に御送り致しますけれども、今日の所近く會則の一部が改正せられるものであると云ふことを御諒承願つて置きます。滿洲支部と致しましては、理事會を開くと二回、評議員會一回、議事件數七件でありまして、即ち

- 一、製粉業救済策に關する件
- 二、國內電話費統一に關する件
- 三、油房業振興策に關する件
- 四、織物關稅引下に關する件
- 五、印花稅簡易化に關する件
- 六、營業稅改正に關する件
- 七、木業振興に關する件
- 八、水害義捐金募集の件
- 九、新營業稅實施に關する件等であります。朝鮮支部と致しましては別に申上げることもありません。

ぬ、以上

六

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 別に御質疑もありませんので、第二昭和九年度收支決算を議題に供します。

○常任幹事(篠崎嘉郎君) 本部の收支決算の大體を御説明致します、収入の部に於きまして會費は豫算よりも殖えて居ります、之は主として朝鮮の會員の殖えた事に起因します。第二款の補助金は拓務省から戴けなかつたのに因るもので、是は年度半で滿洲關係が對滿事務局に移つた關係上頂戴出來なかつたのであります。結局収入が豫算額よりも七百圓餘減つたことになつて居るのであります。支出の方に於きましては其中の六千四百四十九圓七十九錢と云ふものは創立費となつて居りますが、是は純創立費と八年十二月一日から九年三月に至る事務費、會員募集費を含んでるのであります。其他取止めて御話する程の事も無いと思ひますが、決算額は四萬千四百四十九圓七十九錢の豫算に對して三萬四千五百八十四圓七十六錢の支出となり、而して収入決算額は四萬四百三十七圓四十一錢となつて居りますので、收支比較に於て五千八百五十二圓六十五錢と云ふ剩餘金が出まして、之は次年度へ繰越すことになつて居ります。次は貸借對照表、財産目録に就いてありますが、本年度剩餘金は五千八百五十二圓六十五錢、其次に残存資金と云ふものがござりますが、是は金錢以

外の電話、什器、圖書館等の財産を指すのであります。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 此際監事より一應御報告を願ひたいと思ひます。

○百四十八番(監事 中川正左君) 昭和九年度收支決算、貸借對照表、財産目録を帳簿證憑に就いて一々監査致しましたが總て正確であります、此際御報告致します。

○滿洲支部常任幹事(長永義正君) 昭和八年十二月より昭和十年三月に至る滿洲支部の收支決算を申し上げます。収入の部では會員が豫定數に達しませぬ爲に二百八十圓の減額となり、収入合計一萬七百二十圓十七錢になつて居ります。支出の部では旅費、事務費の外に接待費、雜費等に於て何れも減少致して居りますので、合計して豫算よりも五百八十一圓七十錢の支出減を來して居ります、其結果差引致しまして三百一圓七十錢を次年度へ繰越して居ります。次に貸借對照表及財産目録の説明を致します、剩餘金三百一圓七十錢の外に残存資金四百五十一圓を持つて居ります、是は電話の三百五十圓什器圖書の百一圓でありまして、合計七百五十二圓七十錢と云ふ財産を持つて居る譯であります。次に滿洲支部特別會計に就いて御説明致します、是は滿洲國實業部の補助金に依る特別會計であります、年額國幣一萬圓を戴いて居りますが、之を金票に換算致しました時、當時の國幣對金票の交換率に於きまして一萬千百圓と云ふやうに益金が出て居ります。其外豫想致しませぬで

七

した印刷物賣捌代廣告料等があつて千六百四十圓四十五錢の収入増加を來して居ります、其結果合計二千七百四十圓四十五錢豫算よりも増収になつて居ります。支出の部を説明致しますと、第一款新京駐在員費はごく最近設定致しました爲に豫定よりも減りまして九百圓支出減を來して居ります。唯給與費が非常に増加致して居りますのは印刷物等を作りましたので、特に商工名録を編纂致します爲に多數の人員を要した結果であります、其結果二千六百四十九圓三十八錢と云ふものを剩餘金として残して居ります。是は原則と致しましては滿洲國へ返すことになつて居るのであります。特別の御取計を以て此剩餘金を康徳二年度の下半期の特別會計へ繰越すことの御承認を得ましたのであります。以上二つの收支決算に就きましては滿洲側の監事であります麗陸堂さんから正確である旨の書面を戴いて本部に移牒してあります。更に特別會計の決算に就きましては滿洲國實業部の承認を得て居ります、右御報告申し上げます。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 別段御異議がございませぬければ議案に移ります、議案第一號昭和十一年度收支豫算案、昭和十年度實行豫算案

〔滿洲語通譯〕

○常任幹事(篠崎嘉郎君) 本部の收支豫算案を説明致します、第一款會費は昨年度の豫算に比しまして二千八百二十圓減少して居りますのは、大阪支部開設に伴ひまして現在の大阪の會員を支部の方に割きました關係上減つて居るのであります。納付金と申しますのは本部の方で印刷其他總體費を負擔しますので、大體會費の二割見當を支部の方から出して戴くことになつて居ります。それが滿洲は特別の事情もありまして二千圓、朝鮮一千圓大阪千八百圓で合計四千八百圓になる譯であります。補助金は對滿事務局の方の二千圓だけを本部に頂戴することにしてあります。其他大したことはありませぬが、繰越金の三千八百圓は本年度の實績から見て三月末にはそれ位の金が繰越金として残る見込みであります。支出の方は給與費が前年度一萬四千七百五十圓であつたものが一萬六千圓に殖えて居りますが、是は事務の殖えました關係上事務員を二名増加する見込であります。旅費は昨年の通り、事務費が少し殖えて居りますが、是は文書發送の多い爲で通信運搬費が二百圓殖えて居ります。消耗品費は現在の實績からして七百圓減じました。什器費を五百圓、印刷費を五百圓殖やしました。其他雜費に於ては昨年度の豫算よりも千圓減つて居ります、是は昨年度は供託金が豫想してあつたのでありますが、本年度はそれを省きました、別に本年度から退職基金を千五百圓計上してあります。昨年度の豫算に較べまして合計二千八百八十圓の増加となつて居ります。

○滿洲支部常任幹事(長永義正君) 滿洲支部の昭和十一年度收支豫算案竝に昭和十年度實行豫算案の

説明を致します。會費は三千圓の増加を見込んで居ります、極力會員の勧誘を致しまして殖やす豫定であります。補助金を八千圓計上致して居ります、其内譯は滿鐵五千圓、關東局三千圓で昨年比して五千圓増加して居ります、關東局の補助金は十一年度から戴ける内諾を得て居ります。寄附金の六百圓は前年度より三百圓の増となつて居ります、是は滿洲中央銀行から倍額に増加して戴くことに内諾を得て居ります。収入の部では其他申上げる事はございませぬ。支出の部を申上げます、第一款給與費第二項報酬及囑託費が千三百圓増加して居ります、是は隨時滿洲文に翻譯を致しまして滿洲國人の會員に配付する印刷物が多くなりました爲に、翻譯等の爲に臨時雇入れの雇員などがあることを豫想致しまして増加を見込んだのであります。其他増加致して居りますのは旅費三百圓、それから通信事務費が非常に多くなることを豫想致しまして三百六十圓、消耗品代二百四十圓を何れも増加して居ります。更に印刷費が前年に較べまして二千六十圓増加して居りますのは、滿洲の事情を逸早く全會員に御通知する爲に、ごく簡単な印刷物を月二回刊行する豫定で居りますので二千六十圓の増加を見込んで居ります。其他別に御説明申上げることとございませぬが、新京駐在員費が僅に三千圓より計上してありませぬが、是は特別會計から千二百圓支出することになつて居ります。第九款に本部納付金と云ふものがありますが、是は滿鐵會社の補助金が五千圓戴けた場

合に二千圓だけを本部に納付致す筈であります。滿鐵の補助金が三千圓より戴けない場合は本部納付金は致さないと云ふ諒解の下に御承諾を願ひたいのであります。立ちました序でに滿洲支部關係の特別會計に就いて申上げて置きます。是は滿洲國政府補助金に依る特別會計であります。明年度から財政年度が變ります爲に一月から十二月と云ふことになつて居ります。補助金額は國幣一萬圓であります、現在の情勢で見ますと金圓に直しましても同じ一萬圓と心得て居ります。廣告料、出版物の代金等で二千八百圓を計上し、収入の合計は一萬二千八百二十圓になつて居ります。支出の部では先程申しました新京駐在員補助費千二百圓、總會出席補助費千圓、指導員派遣費五百圓、出版費一萬百圓、豫備費二十圓となつて居ります。特に御説明申上げたいのは此出版費であります、是は滿洲國政府實業部の獎勵に依りまして滿洲國人の商工名録を編纂することとなつて居ります。次に本年下期即ち康德二年の七月から十二月までの實行豫算を申上げます、是は既に滿洲國實業部の承認を経たものであります、政府補助金が半年分五千圓、是は既に戴きました、雜收入九百圓、それに先程申上げました繰越金が二千六百四十九圓三十八錢ありまして、合計八千五百四十九圓三十八錢を計上致して居ります。それから支出の方では新京駐在員補助費半年分六百圓、總會

出席補助費千圓、指導員派遣費千圓、出版費四千四百五十圓、北支經濟調査費千四百九十九圓三十八錢を何れも計上致して居ります。

○朝鮮支部常任幹事(伊藤正毅君) 朝鮮支部の收支豫算案を簡單に御説明申し上げます、昭和十年年度の豫算と十一年度の豫算の建て方が違ひますので特に申上げて置きます。會費はやはり五千圓であります、本年度は本部が全部徴收せられたのであります、而して其中四千圓を交付金として朝鮮支部が受けて居るのであります。十一年度に於きましては五千圓の會費を支部が全部徴收致しまして、さうして一千圓を本部に納付すると云ふ、斯う云ふ建前になつて居るのであります。併し實際問題としましては四千圓の範圍内に於ける豫算でございます。第一款は前年度同様であります、其次の交付金と云ふものは前申しました理由に依り消滅して居ります。第二款雜收入二十圓、第三款の過年度收入百圓、第四款繰越金百圓は何れも増加であります、隨て前年度より千二百二十圓の増加と云ふことになつて居ります。支出の部に於きましては、第一款第二款とも前年度同様であります。第三款の事務費五百六十圓は十圓の増となつて居ります。第四款の會議費百五十圓は五十圓の増であります。第五款接待費二百五十圓で百五十圓の増。第六款雜費二百圓で五十圓の増。第七款納付

金、是は新に本部に納める納付金でございます。第八款豫備費は三百六十圓で四十圓の減となりました。歳入歳出バランスを取つて居る次第であります。以上

○常任幹事(篠崎嘉郎君) 大阪支部の豫算を私から概略申し上げます、収入の部第一款會費の九千圓は先刻本部豫算の時に申上げました本部の現在會員の會費を割きましたと同時に、今後も約三百口の新入會者を募集して戴いて其會費約九千圓になる見込であります。支出の部に於きましてはまだ支部も出來て居らぬことではつきり建てられませぬが、大體此九千圓を振分けまして、給與費、旅費、事務費、會議費、接待費、雜費、本部納付金、豫備費、斯う云ふことにしたのであります。其次の頁に參考としまして本支部總豫算の集計が出て居ります、是は御參考として御覽になるのに便宜かと思ひまして作りましたのであります。其次二十五頁に行きまして、本部職員退職給與積立金として千五百圓積立てました、二十六頁に同じく滿洲支部職員退職給與積立金を——私代つて申上げますが、五百圓積立てることになつて居ります。其他残つて居りますのは三十頁の昭和十年日本海商業委員會特別會計が一つありますが、之を簡單に説明します、是は第一款寄附金として下の方の備考欄にあります通り大體一萬二千圓寄附をして戴いて、其他多少の金利を入れて一萬二千六十圓

になるのであります。支出の方も此處に掲げてありますが、必ずしも此通り行かぬかも知れませぬが、大體斯う云ふことで行く積りであります、唯此豫算案は會計年度上本年十月から來年三月までと云ふことになつて居りますけれども、實際の金は少くとも來年の八月頃まで使ひ得る金額が計上してあるのであります、三月末には繰越金の形式で行くことになるだらうと思ひます、大體八月頃までに此仕事を完了させたい、斯う云ふ見込みで此金額の寄附を御相談した譯であります、是で豫算全部一應説明を終つた譯であります。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 只今議題となつて居ります、豫算竝に實行豫算は説明を致しました原案通りで宜しうござりますか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます、決定致しました。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 次に第二號議案評議員選舉の件を議題に供します。

○二百三十六番(博多商工會議所理事長田義彦君) 評議員は會則第七條に由つて本總會で選舉することになつて居ることは私共承知致して居りますが、満場の御賛成を得まして、會長には御留任を願

ひ、更に評議員は會長の御指名を願ふことに致したい、尙ほ又其員數等も會長に御一任申上げた方が都合が宜いだらうと云ふことを感じますので、どうか皆様の御賛成を得たいと思ひます。

「拍手起る」

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 只今二百三十六番の評議員の選舉は私に指名をしろと云ふこととござりますが、それで宜しうござりますか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長 男爵郷誠之助君) それでは後刻御指名申上げます。

○七十番(大阪商工會議所副會頭片岡安君) 評議員の選舉は實は非常に難かしくござりますから會長御指名で結構であります、何れ評議員は會長が御銓衡下さつて御發表になると存じますけれども、先刻大阪支部が開設されることは豫算の方で決定されましたが、大阪支部が出来ますに就きまして豫算の示す如く、會員數は現在の三倍にする豫定で此豫算が出来て居る譯であります、評議員會では斯るまだ形のない、今後形が出来るものに對する豫算はどう云ふものであるかと云ふ質問を吾々が受けた位にまだ形が出来て居らぬのであります、此豫算にあります程に會員を増すことが全く將

來に残されて居る問題であります、今日猶は残されて居る問題でありますので吾々は努力致しまして會員數は現在の三倍近きものにする積りでありますが、さう致しますると從來評議員の割當、是は會員の數に全く、正比例して居る譯ではありませぬが、大體會員の多い所には評議員が相當に多い、少い所には幾らか其加減で少くなつて居ると云ふ、斯う云ふ選び方でありますから、大阪支部に對しては從來よりは相當數を増すやうに一つ評議員を御銓衡願ひたい、それを此際特に御願ひ致して置きます、其銓衡に就ては何れ又會長の御參考になるやうに資料を提供したいと思つて居ります。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 只今評議員の選舉は議長の指名に一任すると云ふ御決議になつて居るのでありますが、更に七十番の御發言がありまして、大阪のは現在のよりも將來殖やすかも知れない其場合には、其殖やす數をも此總會に於て私の指名に御一任下さると云ふことになるのでありませうか、又其時は其時で更に御諮りをする事になりませうか、一應皆様の御意見を伺ふことに致します。

〔「會長一任」と呼ぶ者あり〕

○百八番(新潟商工會議所理事塚野俊郎君) 只今の御話に對しましては、豫定員數が増すに従つての

評議員の増加の關係も會長に適當に御圖りを願つた方が宜しいと思ひますが……

〔「賛成」の聲起る〕

○議長(會長 男爵郷誠之助君) それでは指名を致します評議員名は後程御配付申上げることになります、但し大阪のは後に増すことがあるのでありますから其時分には又更に指名を致しまして御通知を致します。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 議案第三號滿洲國關稅竝に關東州關稅制度改正促進に關し要望の件、第四號滿洲國關稅改正促進方に關する件は同趣旨の議案でありますから一括して御異議がなければ議題に供します。

○常任幹事(篠崎嘉郎君) 私代つて簡単に御説明申し上げます、第三號議案は評議員會の提出でありませんが、第四號議案として出て居ります大阪の藤井さんから提出されて居ります滿洲國關稅改正促進方に關する件と半ば同じものであります、それに関東州關稅制度改正と云ふものを附加へて第三號議案になる譯であります。理由に書いてあります通りに、滿洲國關稅が未だ根本的に改訂されない又

關東州の關稅制度も三十年來何等改正されることなくして今日の現狀に適應しないから成るべく早く之を改訂されるやうにと云ふ案であります、此第三號議案を御採擇になりますれば第四號議案も當然之に包含されるものであります、さう云ふ意味で此案が評議員會で決定致しました。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 是は提案通り可決致して御異議ありませんか。

○十八番(大連商工會議所會頭築島信司君) 提案の御趣旨に對して別に反對と云ふ意味ではありませんが、第三號議案には滿洲國關稅竝に關東州關稅制度の改正のごとでございまして、如何に關東州の關稅制度を變へるかと云ふ内容を承つて居りませぬので、御承知の通り關東州の關稅制度に關しましては、從來關東州内に於ては色々調査研究も致して居りまして、此關東州の關稅制度と云ふものは單に關東州だけの利害問題ではありませんので、御案内の如く關東州は滿洲竝に支那諸國に對する貿易の中繼地であるのみならず、又是等の方面に對する交通の起點にもなつて居るのであります、其關稅制度の如何と云ふことは、單に關東州のみならず日本の海外商工業にも非常なる影響を有つて居りますので、此改正に對しましては慎重なる御研究を願ひたいと思ふのであります、隨て此議案は關東州の關稅制度を現在以上に不利に扱ふものでないと云ふ、さう云ふ意味の下に本案に賛成致して置きます、それだけの保留を附けて置きます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 只今十八番から保留付で之を可決したいと云ふ御説であります、其通りに致しまするか、それとも保留なしに原案通りに可決致しますか、此際御議決を願ひたいと思ひます。

○十八番(大連商工會議所會頭築島信司君) 昨日の評議員會でもさう云ふ意味のことを申上げて御諒解を願つたのであります。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 只今十八番の説に依りますと、昨日の評議員會に於ても只今の事を諒解され、其保留の上には是が可決されて居ることでありますから、其評議員會に於ける可決の如く、只今の保留を附して之を可決すると云ふことに致して宜しうございませうか。

「賛成」の聲起る」

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 次は第五號議案滿洲國木材輸入關稅改正方要望の件を議題に供します。

○二十四番(朝鮮商工會議所會頭賀田直治君) 是は木材に關する滿洲國の輸入關稅率が現狀では原木

は従價に依り製材は従量に依るので、而も原木は非常に低廉にして製材は禁止的に高いと云ふ不合理を直したいと云ふ案でありまして、それらの均衡を得まして滿洲國の稅收入にも影響のないやうに、消費者にも便ならしむるやうにしたいと云ふ所の案であります、昨日の評議員會に於ても賛同を得た次第であります、どうぞ一つ滿場の御賛同を願ひたいと思ひます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 第五號議案は原案通りで御異議ありませぬか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 第六號議案滿洲國內陸稅設置促進に關する件を議題に供します。

○二十六番(朝鮮貿易協會工藤三次郎君) 本件は此處に書いてあります通りであります、現在滿洲國は大連安東等の國境に於てやつて居ります關係上、一度到着地でない所の稅關通關地に荷卸されました、其關係上非常に荷傷が多かつたり、又は通關の爲に紛失の機會が多かつたり、又は中繼の爲に非常なる長い日數を要しまして取引上非常に不便である、又實際荷主が居らぬ所で通關をされますので色々通關に依る問題が起きた場合に非常に面倒なことが起きると云ふので、成る

べく主要到着地たる奉天、新京、哈爾濱等と云ふやうな所に滿洲國の稅關を設置して戴いて其の到着地で検査して戴きたいと云ふ趣旨であります、現在それと同じやうな趣旨の下に内地に於て滿洲の稅關が通關をやつて居るのであります、北鮮三港或は大連と云ふやうな方面に出張つて通關をやつて居る、それと同様な意味に於て滿洲の國內に主要都市にさう云ふ稅關を設けて戴きたいと云ふ趣旨であります。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 第六號議案も原案通りで御異議ございませぬか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 第七號安東驛發著特定運賃率を大連驛發著特定運賃率と同一比率に低減されん事を要望の件及び第八號議案安奉線運賃低減並に日滿連絡運輸改善に關する件は同趣旨の議案なるに依り一括上程するに御異議がなければ一括議題に供します。

○二十六番(朝鮮貿易協會常務理事工藤三次郎君) 議案第七號と第八號とは趣旨が同じでありますので私から御説明申し上げたいと思ひます、本件は多少誤解されて居るやうな傾向がありますので稍々

詳細に御説明申し上げたいと思ひます、現在日滿の連絡の交通路と致しまして、釜山京城安奉天を貫く朝鮮鐵道及び安奉線を経由するものと、大連を経由するものと、北鮮三港を経由するものと、此三つの線路があるのであります、大連と北鮮三港を経由する貨物は、是は自然運賃の關係上大量な貨物が經由するのであります、鐵道輸送は、朝鮮鐵道安奉線は、時間的に見まして日滿連絡上の最短最徑捷路であります。さうして鐵道輸送である爲に非常に安全であり、非常に迅速である爲に、此鐵道を利用する貨物は比較的非常に急ぐ物で價格の高い物と云ふやうな物は此鐵道を利用するのであります。然るに現在はどうなつて居るかと申しますと、旅客に就いては非常に各御當局の御盡力の結果スピードアップしまして、東京奉天間は僅に四十八時間五十分で達するのであります、貨物に於きましては早くとも三週間、即ち五百時間以上を要して居るのであります。之を京城と奉天間で申しますと、旅客の行程は僅に十三時間でありますが、貨物の場合は早くとも二週間即ち三百三十六時間を要して居るのであります、申す迄もなく商取引は非常に迅速を尙ぶのであります、特に物價の變動の激しい時は尙ほ更のことであり、常に私共は輸送日數の短縮に付て努力を致して居りますけれども、猶ほ最近の例に徴しましても中々私共の要望が達せられて居りませぬのであります、鐵道の輸送はどうしましても海上の輸送に比しまして運賃が高くなりますが、餘り懸隔

がない限りは多少は高くなつても此最徑捷路を取ることを望むのが非常に多いのであります、併し運賃の方を考へて見ましても、朝鮮鐵道は内地から滿洲に參ります連絡貨物に就いては特別な便宜を圖つて非常な割引をして居りますけれども、安奉線はさう云ふやうな施設をして居りませぬ、のみならず連奉線に比して安奉線は非常な高率になつて居るのであります。此高率になつて居ると云ふことが、長距離運賃低減になつて居るから、安奉線が短いから其歩合が高いのは當然だと申して居りますけれども、其歩合以上に其率が違ふのであります。即ち小口車扱共に連奉線は本運賃から三割五分割引をして居りますに拘らず、安奉線は一割八分だけしか割引して居らぬのであります、是は距離關係がないのであります。能く私共が大連方面の方から承ることでありますが、是は海港發著運賃制に依つて港灣驛から内地各港に至る總運賃を見て斯う云ふやうな制度を設けて居るのだ、差別を設けて居るのだと云ふことを承ります。安東を以て大連と同一の港と見ることは間違つて居ると思ふ、非常に中繼地が多く嵩んで到底安東を他の港と同一に見ることは出来ないものであります。寧ろ海港發著運賃制に依るならば釜山を以つて基點としなければならぬやうに思ふのであります。殊に朝鮮は接壤して居りまして直ぐ目と鼻との間にあるに拘らず此高い運賃を拂はなければならぬ。内地の方面は大連とか北鮮三港を経由しまして安い運賃で運ぶことが出来ますけれども、朝鮮は

海に依りましても非常に船の便が悪い、一ヶ月一回か二回の連絡航路があるだけでありまして隨時海に依ることは出来ないのであります。勢ひ鐵道に依らなければならぬ、さうした場合に朝鮮はつい近くに在りながら内地よりも高い運賃を負担しなければならぬと云ふ結果になるのであります。是では朝鮮は特殊關係にありながら何時も不利益な立場に置かれることになつて居りますから、朝鮮としては忍ぶことが出来ないやうにも考へられるのであります。殊に若し此滿洲方面或は東亞方面に於て事變が突發した場合には軍隊とか軍需品を輸送する爲に最も安全な行路を取らなければならぬ、釜山、木浦、仁川、と云ふやうな港を利用して陸上運送をしなければならぬことになるのでありますから、さう云ふ場合に現在の鐵道では輸送力がないのでありまして、私共考へますには平素から荷物もないのにさう云ふ施設は出来ないものでありまして、成るべく現在多く其鐵道を利用することに依つて、茲に複線にし、又は色々な改善施設も出来るのでありまして、さう云ふことを考へますると平素から運賃制に依つて此鐵道を多く利用すると云ふやうな状態にして置く必要があると思ひます、是は吾々朝鮮一地方の問題でなく、國策上どうしても安奉線の運賃を下げて戴かなければならぬと云ふ風に考へるのであります、連絡運送の改善に就きましても此處に大體掲げてありますので詳しい説明は省きます。

○十八番(大連商工會議所會頭築島信司君) 此第七號竝に第八號議案は滿洲の經濟問題としては非常に重要な問題でありますと共に、是は随分以前から論議せられた問題であります。只今提案者から熱心に御説明になりましたが、滿洲方面に於ては提案に反對の意見もあるものであります、併しながら此席上に於て之を議論致しまして何方が良いか悪いかと云ふやうなことを決めることは、非常に時間を要し容易なことではないと存するのであります、私と致しましては兩案共に之を理事會の方に御任せ致しまして、最善の御盡力を以て善處を願ふと云ふことに致したいと思ひます。

○二十四番(朝鮮商工會議所會頭賀田直治君) 此安奉線の問題は重要な日滿連絡運輸の役割を爲して居るのであります、安奉線の運賃の高率であると云ふことは、是は朝鮮ばかりでなく内地の場合に對しても、滿洲から物を入れる上に於ても不利であると云ふことは、地方問題にあらず國策問題として各方面の熱烈なる希望がある案であるやうに認めるのであります、只今大連からの御提案の如く、實行に際しては更に検討をして、成るべく實現を期したいと云ふ意味に於きまして、やはり理事の方に御一任して適當なる御検討を遂げられて善處下さることを附して賛成を致します。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 只今十八番の御發議の兩案をも理事會に一任して善處して貰ひたいと云ふ御提議であります、それに對し御賛成もありますが、其通りに取計ひまして宜しうござい

ますか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 御異議がなければ左様決します。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 第九號興業銀行設置に關する件、第十一號北滿地方の荒田開墾に關する件、第十二號各縣下無産者の生計の途たる工場を擴充せしめ失業者を減少せしむるの件を一括議題に供します。

○常任幹事(篠崎嘉郎君) 議案第九號、第十一號、第十二號は共に克山縣の魏梅五氏から提案されて居るのでありまして、本人が本日出席になつて居ないのであります、昨日の評議員會に於きまして、滿洲支部も經由して居ないのでありますから——最近では支部の問題は大概支部を經由して戴く慣例になつて居りますが、さう云ふこともなく直接に此方に提案されて居るのでありますから、評議會に於きまして一應滿洲支部の方に移して、支部の方の審議を経た上で適當に處理して貰ふ、斯う云ふことに決定致したのであります。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 只今幹事から申上げました通り、此三案は一應支部の方に移して協

を委ねて、其上で協議をすることに取計つて宜しうございますか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます、それは九號十一號十二號とも同様でありますことを念の爲申添へて置きます。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 次に第十號滿洲國の開発に任すべき優良移民の増殖を企圖する爲日滿兩國政府は速に之が適切なる助成の方法を講せられんことを望む、之を議題に供します。

○二十四番(朝鮮商工會議所會頭賀田直治君) 滿洲國と朝鮮とは接壤地であります、朝鮮人は既に滿洲國に百萬も入つて居りまして開拓の成績を擧げて居るのであります、今後滿洲國の開発の爲に移民を出すと云ふ場合に於ては、朝鮮人を先驅にして開發に當つて貰ふと云ふことは、適應性の上から見ても經濟の上から見ても最も必要と考へるのであります、當局に於てもそれ〴〵御考究中であると思ひますけれども、さう云ふ問題を促進するやうに、適切なる助成が行はれるやうに、日滿實業協會の決議を以て政府當局に要望したい、斯う云ふ趣旨であります、皆様の御賛同を御願ひしたいと思ひます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 第十號議案は原案通りで御異議ありませぬか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 第十三號輸出石油類に戻税の途を開くの件を議題に供します。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 是は日本石油株式会社より御提出になつて居るやうであります。がどなたか御説明になりますか。

○常任幹事(篠崎嘉郎君) 是は昨日の評議員會に於きましては可決になりましたのであります。提案者から御説明がありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 評議員會の決議通り是は原案通り可決致して宜しうございますか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 第十四號議案滿洲國産玉蜀黍本邦輸入に關する件

○常任幹事(篠崎嘉郎君) 此議案は今朝提案者から一時留保して貰ひたいと云ふので御撤回になりました。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) それでは是は撤回されたものと認めます。次に第十五號議案、協會マーク制定の件を議題に供します。

○滿洲支部常任幹事(長永義正君) 便宜上此席から申上げること御許しを願ひたいのであります。是は協會の會員相互の認識を便にすると云ふやうな簡単な意味で、何か協會をシンボルするやうなマークを作りました。バッヂなり旗なりに使ひますので、主に滿洲國人會員の御希望に副ふ爲に提案したのであります。本部なり支部なり理事會へ御一任なると非常に結構だと思ひます。

「賛成」と呼ぶ者あり」

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 第十五號は原案通りで御異議ありませぬか。

「異議なし」の聲起る」

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます。

○議長(會長) 男爵郷誠之助君) 次に追加議案があります、其第一號、滿洲國に工場財團法制定方日滿兩國政府に要望の件を議題に供します。

○十一番(哈爾濱日本商工會議所會頭加藤明君) 有ゆる點より考へまして、滿洲國に工業的企業を隆昌ならしむることの緊要でありますことは此處に多言を要しない所であります、而して滿洲國の國內治安工作の進捗竝に諸般施設の整備に伴ひまして、輒近滿洲國各地に段々各工業會社の設立を見るに至りましたのは、日滿兩國の爲に洵に慶祝に耐へざる所であります。然るに工業的企業の設立には御承知の如く多額の資本を、工場及び機械設備等に固定化せしむる必要がありますので、假令工業會社を發起設立するも、之を完成致しますが爲に要します資金は、會社の自己資本のみを以て之に應じますことは不可能でありまして、勢ひ何等かの方法に於て相當多額なる資金の調達を爲さなければならぬ事情にありますことは、何處も同じ状況に置かれて居るのであります、資金調達の方法としましては、一、未拂込株金の徴收、二、工場機械設備を擔保とする資金の借入、社債の發行等を擧げ得る次第であります、滿洲國の現状に於きましては、以上何れの方法に據り

まするとも融資の點に於きまして種々なる困難の存在する實情であります、先づ未拂込株金を徴收しますことは、滿洲國の經濟狀態及び工業會社の實情より考へまして困難なることは明白であります、次に資金の借入方法に付きまして、現状に於きましては、滿洲國の法規が未だ不完全であります、之を抵當としまして資金借入の便法がありません、土地建物機械器具等を以て工場財團を組織しまして、之を抵當としまして資金借入の便法がありません、已むを得ず工場備付の機械器具等の動産を、買渡擔保の幼稚な形式にしまして、辛ふじて金融の途を講じて居るの次第でありまして、其間の不利不便の大なるものあることは明白であります、又最後に社債を發行せんとするに當りまして、現状に於きましては日本内地にて之を募集する外なきものであります、滿洲産業一般に對しまする起債界の人氣其ものは、到底無擔保社債の發行を許さざる爲に、當然擔保付とせなければならぬので、遺憾ながら現在滿洲には法に據ります工場財團の設定なく、工場抵當法の規定がありません、關係上、是も亦不可能とせなければならぬ實情なのであります、以上の如く考へて參りますと、現在の滿洲の工業は、折角相當困難なる徑路を経て設立せられましたるにも拘らず、資金融通方法の不完全、否、殆ど不可能に類する狀態の爲に、遂に一頓挫を來す運命に遭遇するに至るものではないかと憂慮せざるを得ないものであります、此の如き狀態は、滿洲國の資源開發、日本資本の對

滿進出の必要等から見まして、此儘に放置することを許さるべきものではないのであります。私共は以上の缺陷を除去しまして、滿洲國工業界の發展と隆昌を期しますが爲には、滿洲國に於て、強力なる興業金融機關の設置を必要とする以外に、工業金融の方法と致しまして、日本の工場抵當法、鑛業抵當法、鐵道抵當法等と内容目的を同うする法規を制定し、更に擔保付社債信託法を制定しまして、以て工業金融の便法を講ずることの甚だ緊要なることを確信する者であります。斯の如くして初めて滿洲工業企業の隆昌を期待し、且つ其繁榮を確保し得べきものと考へるのであります、以上申述べました意味に於きまして、差詰吾々が滿洲國工業界の爲め最も緊要事と考へまする工場抵當法と擔保付社債信託法との制定を最も早く、取急いで制定せられんことを日滿兩國政府に要望しまして、當局者の賢明なる措置を仰ぎたいと思ふのであります。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 只今御聞の通りの御説明であります、追加第一號議案は滿洲國に工場財團法制定を要望する件であります、原案通り可決致しまして御異議ありませぬか。

〔異議なしの聲起る〕

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 御異議なしと認めます。それでは之を以て全部の議案を議了致しました、一應是が總會は閉じます。さうして此儘評議員會に移りたいと思ひますから左様御承知を願ひます。

〔滿洲語通譯〕

○二百三十六番(博多商工會議所理事長田義彦君) 議長一寸……………

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 何ですか、總會はもう閉會しましたが……………

○二百三十六番(博多商工會議所理事長田義彦君) 議案の事に就て一寸……………先程議案第十三號は日本石油からの御提案で昨日の評議員會で御可決になつたと云ふことで可決になりましたが、滿洲側から出て居る巍梅五と云ふ人の出して居られる三つの案は、滿洲支部を經由して居ないから之を滿洲支部に回附すると云ふやうに御説明がありました、此滿洲支部の巍梅五と云ふ方の御提案に就ては餘程あちらの方でも御研究になつた問題と思ひますが、是は評議員會或は理事會等に於ては御取扱にならず、さうして日本石油の方は何等提案者の御説明もなかつたのであります、評議員會で決議されたと云ふことで、二様に議案が取扱はれて居るやうであります、日本内地邊りから提案致しまする議案は直接此會に出すことが出来るのでありませうか、滿洲のは是非其支部を經由しなければならぬのであります、此點を少し承つて置きたいのであります、殊に滿洲から折角御出しになつて居ります三つの案を滿洲支部に廻すと云ふことになりましては、朝鮮と日本内地との提案だけを議するやうなことになつて甚だ日滿實業協會として面白くないことになりはしないか、殊に

満洲から出て居る案としては是より外にないのでありますから、此點に就きまして何とか適宜の御計ひを……………

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 既に閉ぢましたので只今御答をすることが餘り適切でないやうでありますけれども皆様の御許しを得まして一言申し上げます、豫め申上げて置きますけれども、斯の如き質問を爲さるならば其場合御質問を願ひたい、其議案が可決された後で以て繰返して御質問を願ふと云ふことは議事の整理上甚だ困難します。

○二百三十六番(博多商工會議所理事長長田義彦君) 取扱方に就いてあります。

○議長(會長 男爵郷誠之助君) 取扱に就いても同様であります、でありますけれども一言申し上げますが、満洲の事に關するものは今日迄の慣例上一應満洲の支部を経てから來ると云ふことになつて居りますが、其他のものは直接此處に持つて來ることになつて居ります、殊に内地の如き日本石油から出されたものは直接此處へ出される、満洲のはさう云ふ慣例になつて居るのであります、でありますから斯の如き問題は直接本部の方へ來たのでありますから一應満洲支部の方へ移牒して、其上で更めて此處に諮ることになりますか、或はならぬかも知れませぬ、之れだけ申上げて置きます、それでは總會は之れを以て閉ぢまして評議員會に移ります。(午後三時三十五分閉會)

昭和十年十二月廿四日印刷
昭和十年十二月廿六日發行 (非賣品)

編輯發行人 篠崎嘉郎
東京市神田區住吉町五六

印刷者 山田浩通
東京市神田區住吉町五六

印刷所 東京印刷株式會社
東京市京橋區京橋二丁目十三番地

發行所 東京市神田區丸の内三丁目十四番地
日滿實業協會
電話丸の内(23)五〇六一番
振替貯金口座東京四五八〇二番

